

ホッとするやすらぎ

神が見守る静かな里

古神 里づくり計画



平成 12 年 6 月
(令和 5 年 8 月第 1 回変更)

古神里づくり協議会

古神里づくり計画を策定するにあたって

平成12月6日

古神里づくり協議会 会長 竹中敏勝

わがふる里古神は、西神ニュータウン、三木市等に囲まれ、西神中央駅、明石海峡大橋、山陽自動車道、中国自動車道につながる三木東インターまで僅か10分というところに、位置しています。

山陽自動車道が開通してからは、三木市側が大きく変わりつつあり、その山陽自動車道の三木東インターから西神中央（山麓バイパス）につながる（仮称）高和志染線も古神地区を通るルートも決まり用地買収が始まっております。

永年慣れ親しんだ古神の風景や環境が、（仮称）高和志染線の開通により大きく変わり、それにより集落が便利になり活性化が進むと期待しています。

一方で、神戸市が農業の振興や農村の活性化とあわせて、市民相互のふれあいをすすめるために条例を制定しましたが、「人と自然との共生ゾーンの整備」として平成10年10月23日に「古神里づくり協議会」も神戸市長より認定を受けました。

認定後は、京都大学の高橋教授、九鬼助手をはじめとして、行政等のご指導を受けながら、また、住民の皆様のご協力をいただき、アンケート調査等を基に現地調査も行いました。

今ここに「農村の振興、環境の整備、秩序ある土地利用」を主眼においた古神住民主体の「古神里づくり計画」が出来たことから、今後は出来ることから実践していこうと考えております。

これからも古神里づくり活動等につきましていろいろとご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

古神里づくり計画を策定するにあたって

| | | |
|----------------------|--------------|-----------|
| はじめに | ----- | 3 |
| 1 計画対象地区の概要 | ----- | 4 |
| 1-1 立地条件 | ----- | 4 |
| 1-2 気候条件 | ----- | 4 |
| 1-3 歴史的背景 | ----- | 4 |
| 1-4 社会条件 | ----- | 6 |
| 1-5 土地利用概況 | ----- | 7 |
| 2 計画対象地区の現況分析 | ----- | 9 |
| 2-1 農業 | ----- | 9 |
| 2-2 道路・交通 | ----- | 17 |
| 2-3 生活環境 | ----- | 25 |
| 2-4 自治組織 | ----- | 36 |
| 2-5 今後の土地利用に対する要望 | --- | 37 |
| 3 計画対象地区の課題 | ----- | 40 |
| 3-1 農業の課題 | ----- | 40 |
| 3-2 道路・交通の課題 | ----- | 40 |
| 3-3 生活環境の課題 | ----- | 41 |
| 3-4 自治組織の課題 | ----- | 42 |
| 3-5 今後の土地利用に関する課題 | --- | 42 |
| 4 里づくり計画 | ----- | 43 |
| 4-1 基本方針 | ----- | 43 |
| 4-2 農村用途区域区分 | ----- | 43 |
| 4-3 営農計画 | ----- | 45 |
| 4-4 道路整備計画 | ----- | 48 |
| 4-5 生活環境整備計画 | ----- | 51 |
| 4-6 花園計画 | ----- | 52 |
| 4-7 土地の利用計画 | ----- | 54 |
| 参考資料 | | |
| 古神里づくり協議会委員名簿 | ----- | 56 |
| 古神里づくり協議会規約 | ----- | 58 |
| 古神里づくり協議会活動実績 | ----- | 60 |

はじめに

計画策定にあたっては、現地での聞き取り調査及び集落点検調査、集落の現状や今後の地域整備意向に関するアンケート調査、農業センサスにより集落の現状を把握し、GIS(地理情報システム)等を利用して問題点の分析を行った。アンケート調査は平成 11 年 7 月に高校生以上の住民全員を対象にしたものと世帯主を対象としたものの 2 種類を行い、住民全員対象のものに関しては古神集落 93%・勝成集落 65%、世帯主対象のものに関しては古神集落 96%・勝成集落 85%の回収率を得た。

なお、本計画を策定するにあたって、地縁関係等からアンケートや各種の調査、会議を勝成集落と合同で実施したため、一部勝成集落と合わせて分析したグラフや写真等があります。

里づくりキャッチフレーズの選定

里づくり計画を策定するにあたって、地域の特徴や里づくりの理念をあらわす「キャッチフレーズ」を広く住民から募集し、13 点の応募がありました。

里づくり協議会で検討した結果

⑦ 「ホッ」とひといきつけるやすらぎのあるまちと、

⑩ 神が見守る静かな集落

の 2 点が選出され、この 2 点から

「ホッとするやすらぎ 神が見守る静かな里」としました。

応募されたキャッチフレーズ

- ① 交流の里(まち)
- ② 対話の里
- ③ 花の里
- ④ 皆の希望が実る里づくり
- ⑤ 世代間越えて楽しい里づくり
- ⑥ 夢と希望が実る里
- ⑦ 「ホッ」とひといきつけるやすらぎのあるまち
- ⑧ 生きてるまち
- ⑨ 花なびき休暇を楽しむ神座(カミザ)する里
- ⑩ 神が見守る静かな集落
- ⑪ 雌岡山と緑にいだかれて
- ⑫ 太陽，水，緑，自然，農業・・・活力とやすらぎの里
- ⑬ こ・・・こころ通わせ が・・・頑張る み・・・みんな の里づくり

1 計画対象地区の概要

1-1 立地条件

神出町は西区の北西部に位置し、北は三木市、西は加古郡稲美町に接している。地形的には海拔 100m の神出高原を形成しており、そのほぼ中心に雄岡山 (241m) と雌岡山 (249m) がそびえ、雌岡山の山頂には古くから信仰の対象となってきた神出神社がある。

計画対象地区となる古神集落は、雌岡山 (249m) の北麓、神出町の北部に位置し、三木市に近接している (図 1-1)。

古神集落は雌岡山と勝成集落に挟まれた小さな盆地状の地形で、農地や山林が広がる中に住宅が点在しており、のどかな田園風景を形成している。

また、集落は国道 175 号線には接していないが、集落内を縦断するように市道老ノ口志染線が通り、三木市へと続いている。さらに市道高和志染線が建設される予定である。これは三木市から集落内を通り西神方面へと抜けるもので、現在渋滞が問題となっている国道 175 号線のバイパスとしての役割が期待されている。集落南部の雌岡山麓には神出町と北区の山田町を結ぶ神出山田自転車道が通っており、呉錦堂池の畔に休憩所が設けられている。

1-1-2 気候条件

本集落は瀬戸内海気候に属し、年降水量・降水日数の少ないのが特徴である。神戸の年降水量は 1315mm と瀬戸内海岸中でも少なく、特に冬半年の降水量が少なく空気は乾燥している。このため、集落内には大小 13 個ほどのため池が作られている。年平均気温は 15.6℃で、年間の日照時間は 1918 時間と長い。

1-1-3 歴史的背景

弥生時代、大陸から農耕や金属器を持つ生活様式が伝播し、近畿地方では明石市から神出町南部の明石川流域の低地に最も早く定着した。また、古神集落から縄文時代の土器や石器が発掘され、6～7 世紀のものと思われる古墳の存在が確認されている。これらのことから、本集落には古くから断続的あるいは継続的に居住者がいたことがわかる。また、室町時代には現在の神出町内に神出城が、そして三木市には三木城があったことから、それらの城主たちを支える人々が本集落にも住んでいたと考えられる。

江戸時代になって、神出では村法という一種の法律が作られ、山林や用水の利用権が上層農民の独占から次第に解放され、違反者には罰則が与えられた。また、講というグループができ、交代で伊勢参りや全国の名所・霊場参りをした。これは現在の組織や祭礼等の原型となっている。

明治時代になり神出は明石県に組み入れられた。その後淡河川疎水・山田川疎水の建設や土地改良事業等、農業生産環境整備が進められ、本集落の人口は増加した。

神出町が神戸市に編入されたのは昭和 22 年になってからである。

図 1-1 古神集落の概要

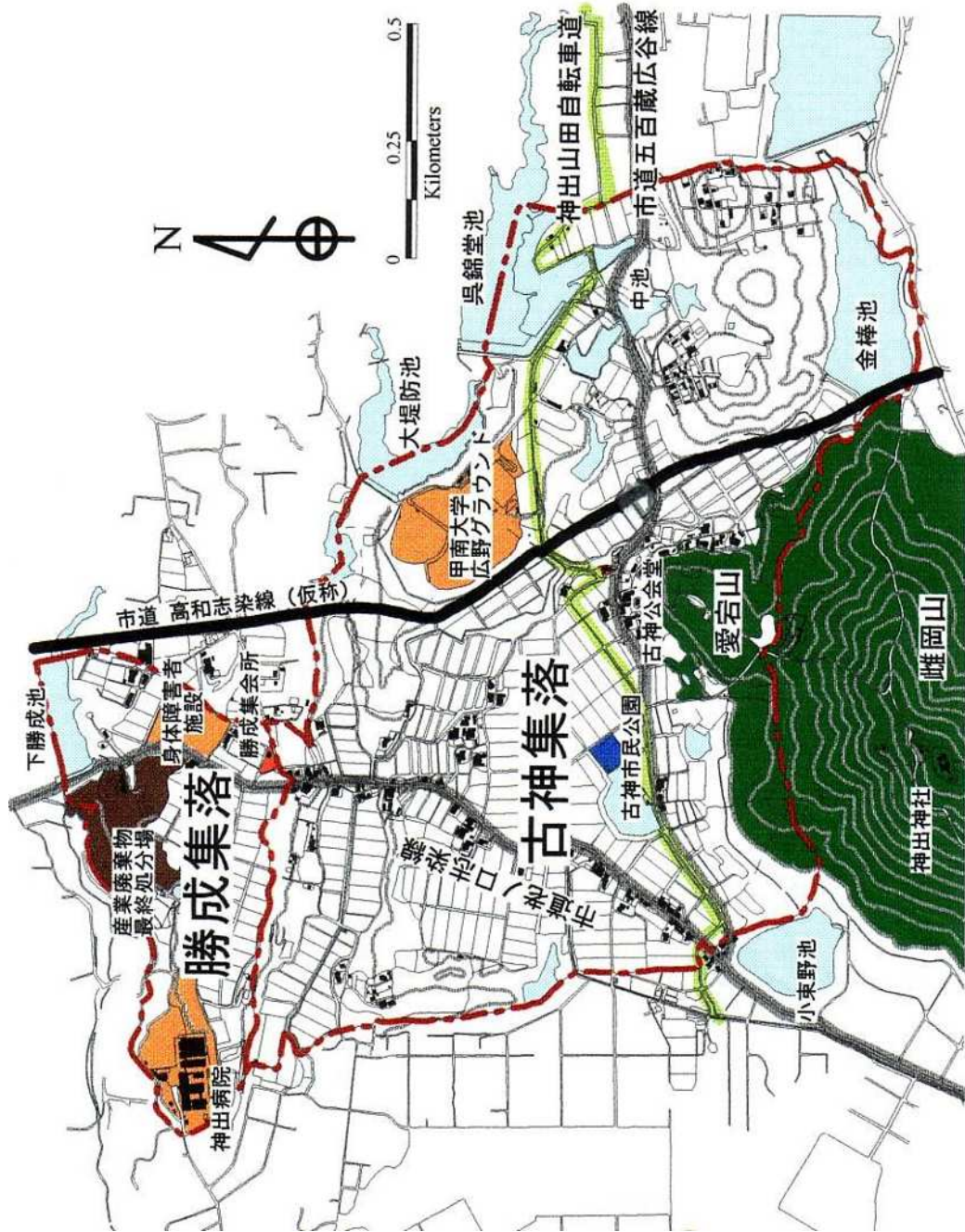


図1-1 古神・勝成地区の概要

1-1-4 社会的条件

(1) 人口

本集落の人口は表 1-1 に示すように減少している。

表 1-1 集落の世帯人口

| 年 度 | 総戸数 | 総人口 | 農家戸数 | 農家人口 |
|------|-----|-----|------|------|
| 1985 | 66 | 257 | 48 | 214 |
| 1990 | 61 | 238 | 45 | 198 |
| 1995 | 66 | 253 | 42 | 166 |
| 2023 | 60 | 146 | 41 | 111 |

※2023 年度は里づくり計画の第 1 回変更時（古神里づくり協議会調べ）

人口を年齢別に見た結果では 75 歳以上の人口が多く、逆に 0～4 歳、25～34 歳と 55～59 歳の人口が少ない。

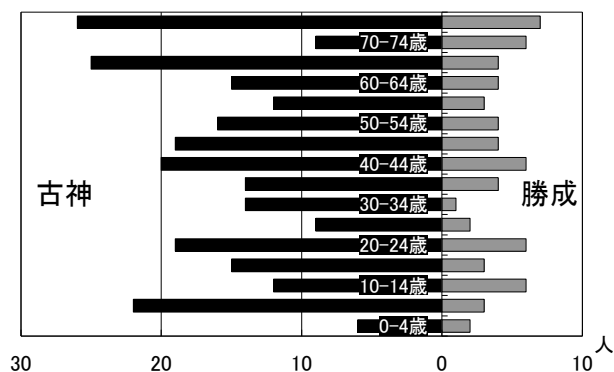


図 1-2 5 歳階級別人口構成（1995 年国勢調査，住民農家台帳）

(2) 集落住民の職業

本集落では会社員等の恒常的勤務に就いている人が 31.9%と最も多い。また、農業に従事している人は 28.1%を占めている。ただしアンケートは複数回答であるので会社員と農業を兼業している場合はその両方に回答している。そのため、農業のみに従事している割合は更に下がることになる。

年齢別にみると、20歳未満はほとんどが学生であるが、20歳代からは年齢が上がるとともに農業の割合が高くなっている。また20歳代では恒常的勤務が大きな割合を占めている。

表 頭(X軸) No.3 職業 <MA> 9カテゴリ
表側1(Y軸) No.5 年齢 <SA> 7カテゴリ

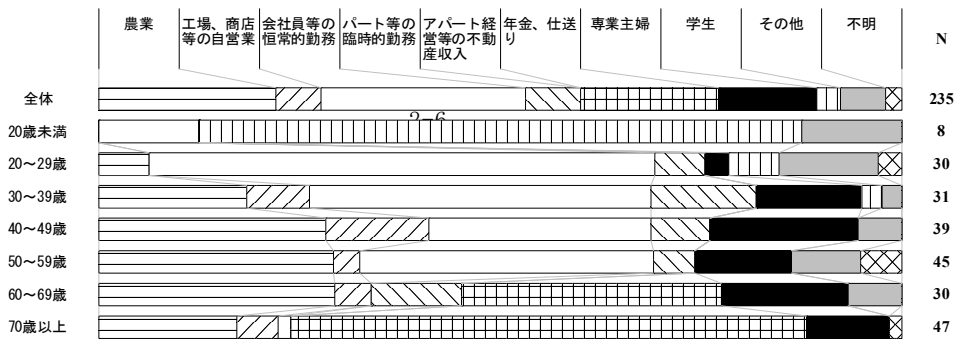


図 1-3 年代別にみた住民の職業 (アンケート調査：住民全員対象)

1-1-5 土地利用概況

本集落の土地利用の現況は図 1-4 のとおりである。また、土地利用の割合は図 1-5 をみると農地、山林がそれぞれ集落の 1/3 ずつを占めている。さらに湖沼・水路を含めると約 80%が水と緑の空間である。その一方で資材置き場や事業所等の施設が 15%ほどを占めており、図 1-4 でみると集落の周囲を取り囲むように立地している。このうち甲南大学グラウンドは甲南大馬術部が使用しており、堆肥を集落に提供している。

この他、集落南東部の丘陵地には集落外からの転入者の住宅がいくつかできているが、一部は都市計画法の施行後に建設された経緯を持つ。

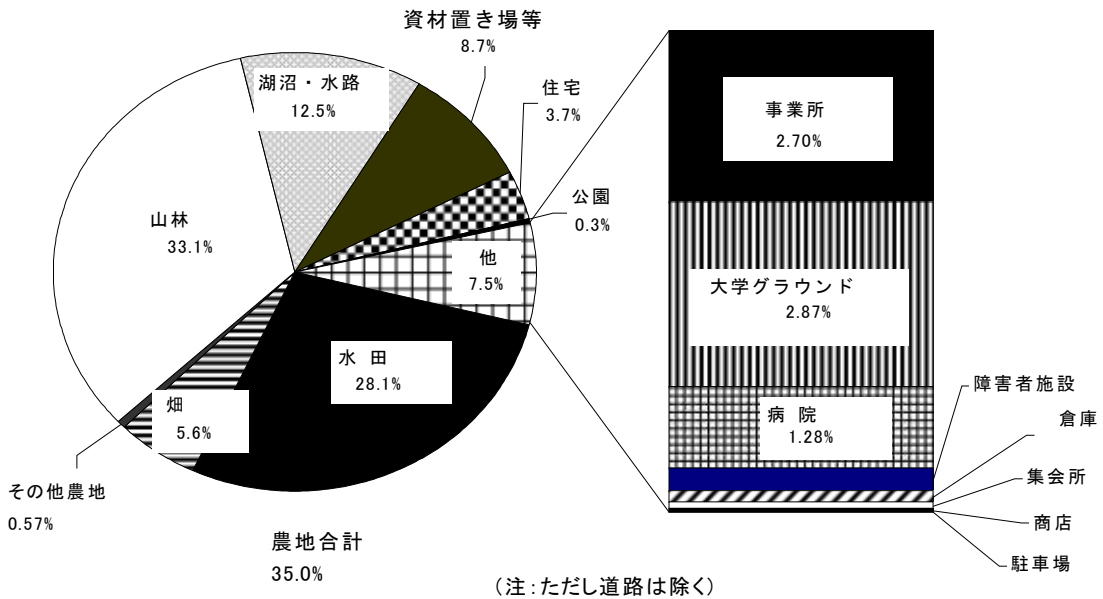


図 1-5 土地利用割合

図 1-4 土地利用の現況

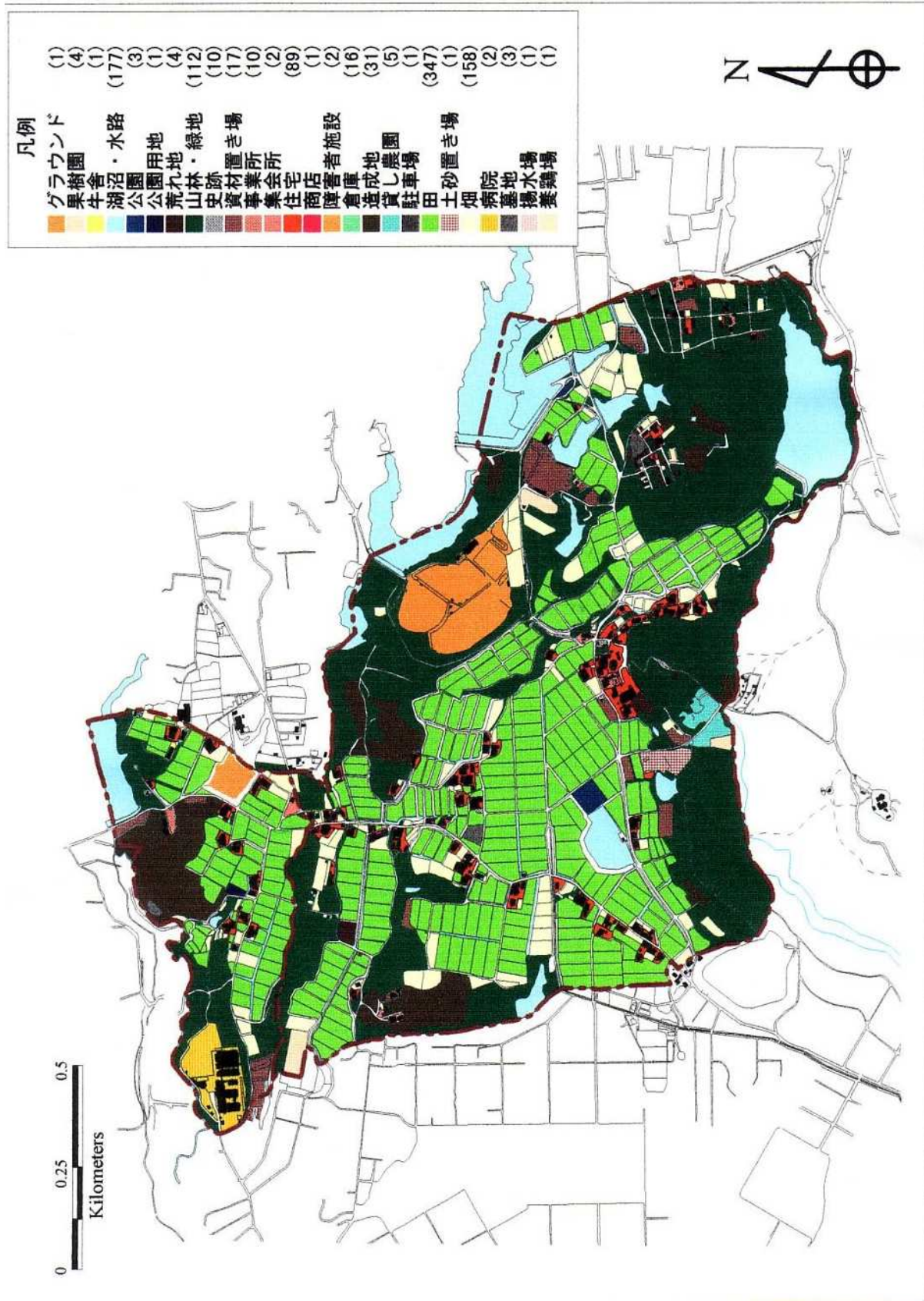


図1-4 土地利用現況

2 計画対象地区の現況分析

2-1 農業

2-1-1 現況

(1) 専兼別農家

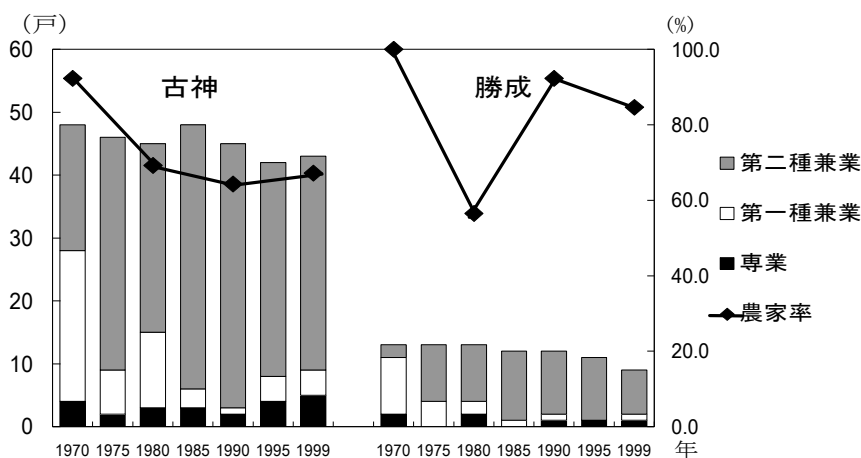


図 2-1 専兼別農家数と農家率の推移（農業センサス 1999 年のデータはアンケート調査による）

農家率は 1990 年に 64.3%を示し、本集落は農業との関わりが強いことがいえる。

同じく専業農家数と兼業農家数の推移をみると、以前から兼業農家が非常に多く、専業農家は少ないものの、ほぼ一定の戸数を維持している。このような農家数に占める兼業農家の割合が高いという現象は、都市近郊農村の特徴であると同時に、過去の背景として神出地区特有の粘土性の重い土質が水稲には適しているが野菜などの栽培には不向きであったことや、交通手段が未発達だった時代には明石・神戸方面へ出荷するのに地理的に不利だったことが原因だと考えられる。また兼業の形態として、1975 年以降第二種兼業農家の割合が高まっており、多くの農家が主な収入を農業外から得ていることがわかる。

農家数そのものは古神集落で 1985 年から 1995 年までやや減少傾向であるが、アンケート調査では農家数 45 戸となっておりわずかではあるが増加している。

次に図 2-2 と図 2-3 を比較すると、農作業の中心は男性であり、女性は「たまに手伝う」という関わり方が多いことがわかる。女性は、以前に農業をしていた人を含め、現在農業と関わりがない人が約 45%と半数近いが、特に 20 歳代女性は、その 9 割が農業と関わりを持っていない。また、2つの図を年代別で分析すると、男女とも農業従事者の多くは 40 歳代以上であり、それより年少の住民が週末などに手伝うという方式になっている。しかし 30 歳代、20 歳代と年代が下がるにつれ農業との関わりが薄れていく様子もうかがえ、今後農業就業者数の減少につながる可能性を読み取ることができる。

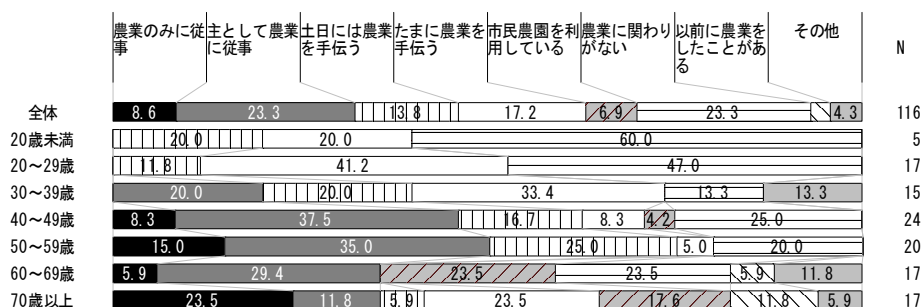


図 2-2 年代別にみた男性の農業との関わり（アンケート調査：住民全員対象）

加集計No. 15

大分類(Ｚ軸) No. 4 性別 <S A> カテゴリNo. 2 女性
 表頭(X軸) No. 6 農業との関わり <S A> 8カテゴリ
 表側1(Y軸) No. 5 年齢 <S A> 7カテゴリ

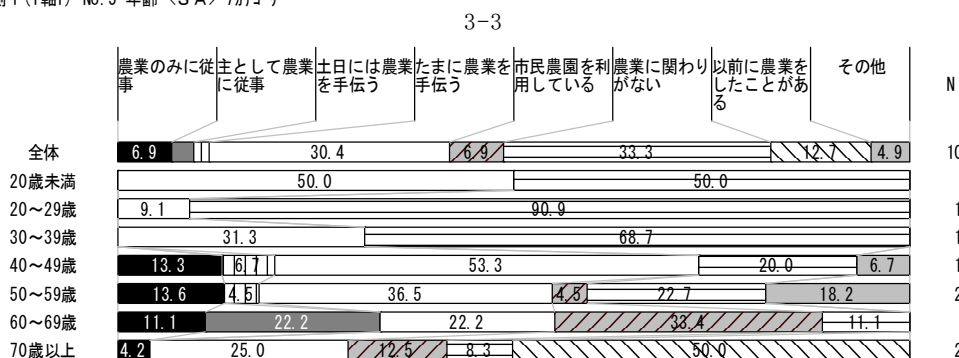


図 2-3 年代別にみた女性の農業との関わりについて (アンケート調査: 住民全員対象)

(2) 経営規模

農業センサスによると、1990年における平均耕地面積は古神集落では1.0~2.0haが多く、1995年には0.3ha未満の零細農家はいない。

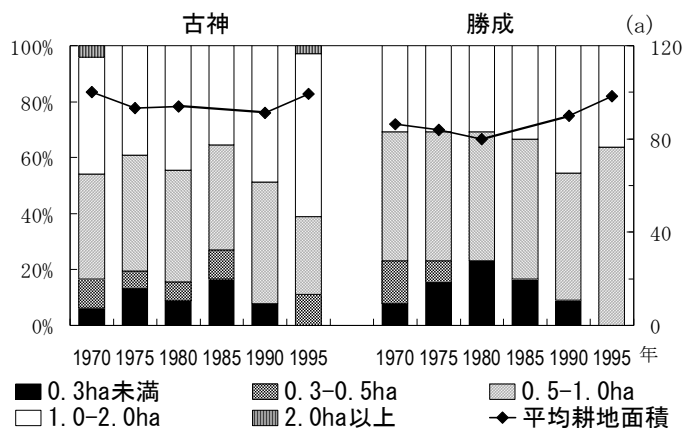


図 2-4 経営規模別農家数の推移と平均耕地面積 (農業センサス)

さらに最新のデータとして、アンケート調査から得た1999年現在の耕作面積の実態を、専業農家・第一種兼業農家・第二種兼業農家・自給的農家の4区分に分け、分布図にした(図2-5)。各農家類型の平均耕作面積は専業農家が128a、第一種兼業農家は120a、第二種兼業農家はばらつきが大きい83a、自給的農家も幅広く分布しているが平均は47aとなっている。また、第二種兼業農家と自給的農家では耕作面積が0aの農家もあり、このような農家は農地を貸付けている。ただし、図2-5のデータは、アンケートに回答していただいた29戸分(古神53%, 勝成45%)を示したものであり、全体像ではないことに留意する必要がある。

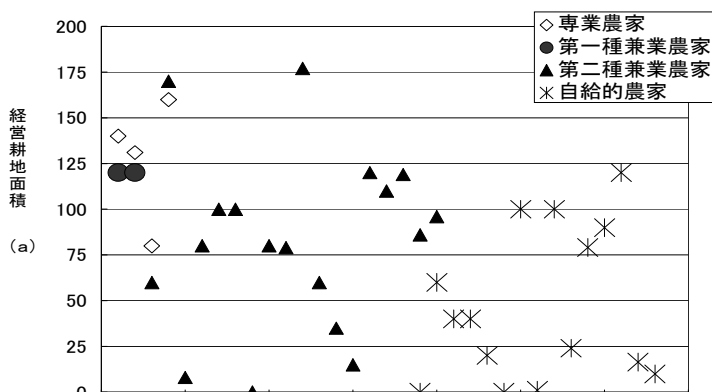


図 2-5 経営形態別の経営耕地面積 (アンケート調査: 世帯主対象)

(3) 作物種および農法

本集落での主な農産物は水稲であり、その収穫面積割合は 1995 年に 90%以上と高い割合を示している。中でもコシヒカリが最も多く栽培されていることが表 2-1 からわかる。その他の穀類としては、大豆や小豆が栽培されている。

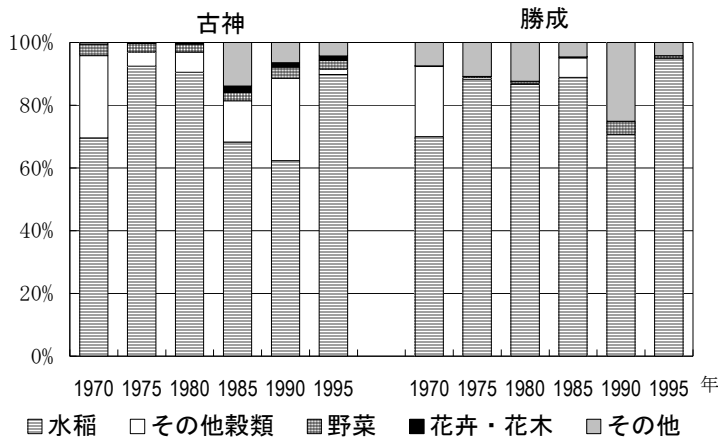


図 2-6 作物別収穫面積割合の推移 (農業センサス)

表 2-1 米の作付面積 (1999年 単位 a)

| | ドントコイ | コシヒカリ | キヌヒカリ | モチ | 計 |
|----|-------|---------|-------|-----|---------|
| 面積 | 827.7 | 1,380.0 | 104.6 | 3.0 | 2,315.3 |
| 率 | 36% | 60% | 5% | 0% | 100% |

古神集落では、穀類以外にキャベツ・サツマイモの野菜栽培や葉牡丹・パンジー等の花卉栽培が行われている。花卉栽培は一戸の専業農家がビニールハウスで行っており、市の建設局へ都市緑化用に出荷している。また、サツマイモは観光いも掘り用に毎年特定の 2 戸により栽培されており、8 月下旬から 11 月上旬には幼稚園児や市職員の芋掘り行事が行われている。

その他に、貸し農園を個人で経営している農家が 1 戸ある。稲作の方法としては、アイガモ農法や湛水直播の試みがなされており、また甲南大学馬術部及び集落に隣接する天王山牧場から譲り受けた家畜堆肥を利用し、土質向上に努めている。

2-1-2 生産組合などの組織について

(1) 農用地利用改善団体

古神集落は、古神農会の 46 戸の農地合わせて 52ha を対象に、集落の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とした「農用地利用規程」の認定を昭和 63 年に受けた。この規定では地域ぐるみでの耕作放棄防止等の農用地の利用改善や、作物の作付けの団地化並びに農地の集団化推進などの農用地利用構想、また農作業の効率化を図るために農業機械や施設の共同利用の推進といった、今後農家が実践すべき内容が示されている。古神集落の農家は、この規定を基に農用地利用改善団体として農業を営んでいる。

参考

古神地区農用地利用規程

(目的)

第1条 この規程は、古神地区の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的とする。

(実施地域)

第2条 実施地域は、神戸市西区神出町古神集落の区域（別図赤線でかこまれた区域）とする。

(地域ぐるみでの農用地の利用改善)

第3条 この農会は、地区内の農用地の耕作放棄、荒し作りの防止に努めるとともに、地区の農用地の利用の改善に努める。

(農用地の利用構想)

第4条 農用地の利用改善と会員の営農改善を促進するため、土地条件、土壌条件等を考慮し、主要作物の作付地の集団化、農地の集団化の推進に努めるものとする。

2 水田については、極力連担し転作田の団地化を促進するものとする。

(作付団地化の実行方策)

第5条 前条の農用地の利用構想の具体的実施については、毎年、農会の役員が、あらかじめ会員の作付の意向を取りまとめ、役員会でこれを検討、調整したうえ、作付団地化計画を作成するものとする。

2 作付団地化計画は、総会に諮り、決定するものとする。

(用排水管理等)

第6条 水田の用排水管理は、水利長が定める水利用計画に従い、計画的に行うものとする。

2 農道、用排水路の維持管理は、環境保全と、地域連帯のため、集落の全員が協力して実施するものとする。

(栽培管理の改善)

第7条 作物の栽培管理については、関係機関の作成した栽培基準に準拠して、的確な栽培管理に努めるものとする。

(農作業の効率化の推進)

第8条 農業機械等に対する過剰投資を避け、農作業の効率化を促進するため、農作業の受委託、農業機械、施設の共同利用、農作業の共同化の推進に努めるものとする。

(農用地の利用関係の改善)

第9条 労働力不足等により、自ら耕作を行なうことが困難な者等は、農会に申出るものとする。

2 作付地の集団化、団地化に伴ってその農地利用について利用権の設定又は農作業受委託を希望する農地所有者は、農会に申出るものとする。

3 前2項の場合において、農会は利用権の設定又は農作業受委託の促進等により農用地の有効利用を図るものとする。

(相互協力等)

第10条 会員は、相互の理解と信頼により、第1条の目的達成推進のため一致協力して取り組むものとする。

2 住みよいむらづくりのため、地区の生活環境の改善に努めるものとする。

3 婦人労働の軽減を図り、農村生活改善のため婦人グループ等の活動推進に協力するものとする。

(細則)

第11条 この規程を実施するために必要な細則は、農会が別に定めるものとする。

別図 古神地区農用地利用改善事業実施区域 省略

(2) 組合への委託希望

現在、本集落では戸別の農業経営を行っており、稲作作業機を中心とする機械も個人所有となっているが、このことが農家の家計に厳しい状況を生んでいるという声が、婦人会の集まりで聞かれた。この問題については以前に農業機械を集落で共同購入したが、田植え時期など機械の利用時期が重なり、使いたいときに使えないといった問題が生じたため、再び個人で購入することになった経緯がある。なお、収穫した米はJA神戸市西(現JA兵庫六甲)へ出荷され、JAを通して販売されている。

現在は個人による兼業経営が本集落での農業経営の特徴となっているが、将来共同組織の必要性があるかについて、アンケート結果では組織への委託あるいは参加について賛成派と反対派はほぼ同数となったが、賛成派の1/3は同時に「委託に不安」という選択肢を選んしており、JAや生産組合など何らかの組織への参加・委託を積極的に考えている世帯主は少数である。しかし、年代が下がるにつれて委託あるいは参加を希望する世帯主が増えていることと、70歳以上の半数が委託・参加を希望していることから、将来的には生産組合が必要とされることが予想される。一方で農業機械や生産施設については関心が高いことが明らかになった(図2-8)。

表 頭(X軸) No.26 生産組合について<MA>7カテゴリ
表側1(Y軸1) No.5 年齢<SA>7カテゴリ

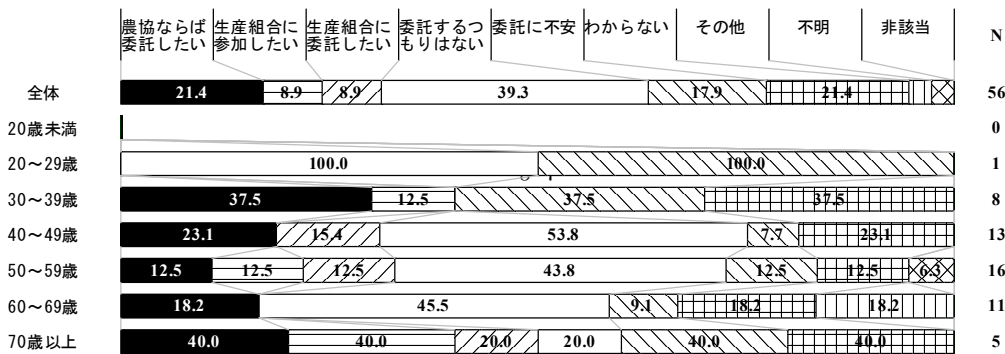


図 2-7 年代別にみた組合への委託要望 (アンケート調査：世帯主対象)

表 頭(X軸) No.31 農業機械や生産施設の要望<MA>7カテゴリ
表側1(Y軸1) No.1 集落名<SA>2カテゴリ

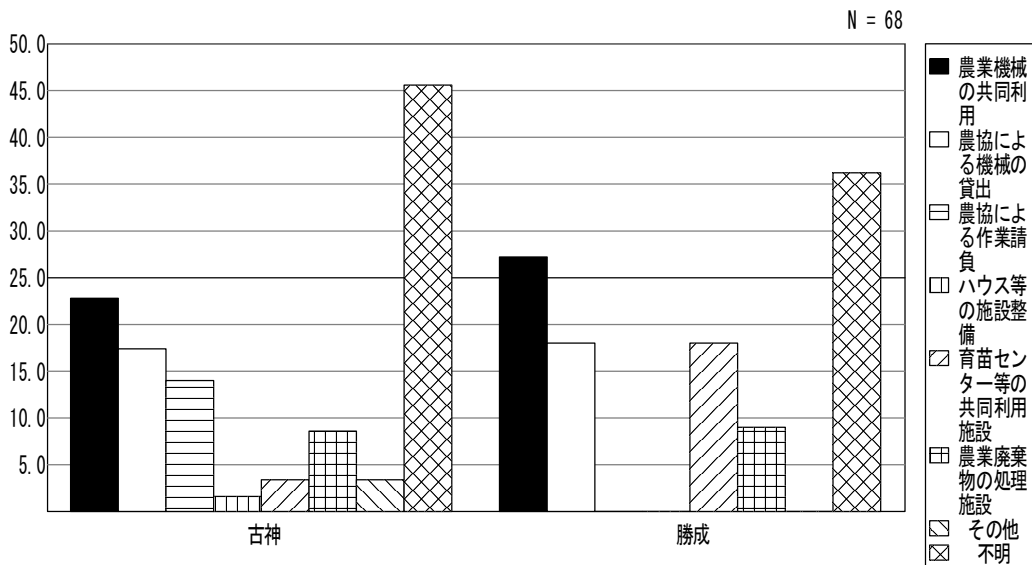


図 2-8 集落別に見た施設や機械に関する要望 (アンケート調査：世帯主対象)

(3) 流通

流通や出荷は現在 J A が請け負っているが、J A に対する販売体制強化の希望が多い（図 2-9）。また、聞き取り調査で、最近では 1～2 週間で使い切るような少量パックの米が求められているという話を聞いたが、この様に消費者のニーズや市場価格などの情報を収集することは重要である。

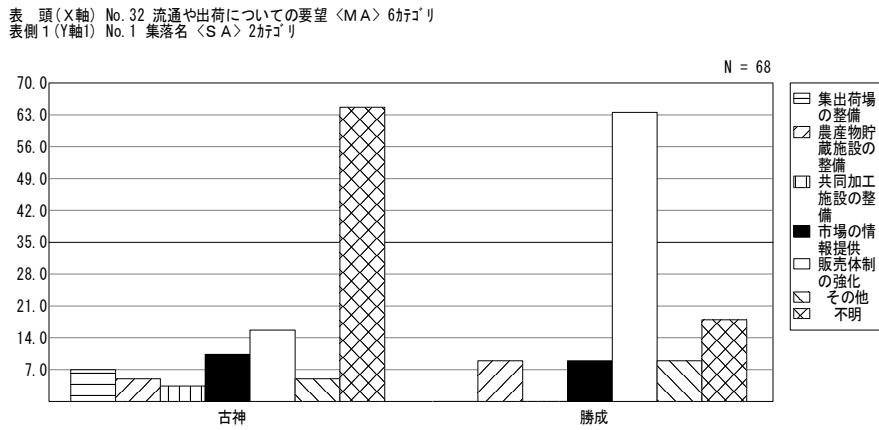


図 2-9 集落別にみた流通・出荷に関する要望 (アンケート調査：世帯主対象)

2-1-3 後継者について

集落全体で後継者が決まっている農家は 20%ほどであり、仮に「継ぐかどうか分からない」と答えた人の半数を後継者有りとなみなしても約 35%にしかない。農業収入の割合別に見ると、第一種兼業農家では 6 割で後継者が決まっているが、自給的農家では「継がせたくない」という選択肢を選んだ世帯主も多く後継者は全く決まっていない。(図 2-10)。

表 頭 (X軸) No. 27 後継者の有無 <SA> 7カテゴリ
表側 1 (Y軸1) No. 7 農業収入の割合 <SA> 4カテゴリ

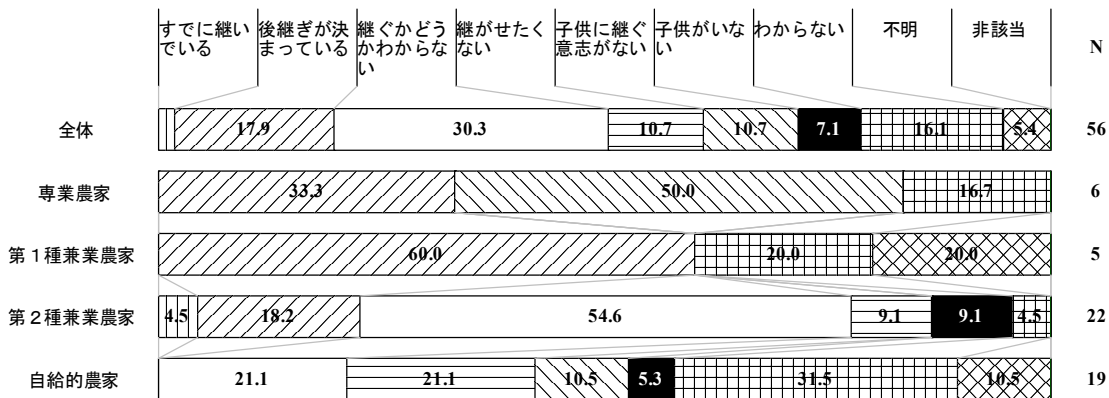


図 2-10 経営形態別にみた後継者の有無 (アンケート調査：世帯主対象)

2-1-4 今後の展望

(1) 将来の経営規模

将来（10年先程度）の経営規模について、図 2-11 に示すように専業、兼業に関わらず、ほぼ半数が現状維持としているが、自給的農家は離農志向が4割となっており、これは自給的農家で後継者がほとんどいないことと関係すると考えられる。離農志向は自給的農家以外にも専業農家で33%と高い割合となっている。反対に、経営規模を拡大したいとしているのは専業農家で17%（一戸）と第二種兼業農家で5%（一戸）だけである。

神出町では町全体の地域づくり計画として1977年に神出町総合改善計画を策定しており、この際に行われたアンケート調査の結果（図 2-12）を参考にすると、この20年間で離農志向農家が増加していることがわかる。

表 頭(X軸) No. 15 将来の経営規模 <S A> 5カテゴリ
表側1(Y軸1) No. 7 農業収入の割合 <S A> 4カテゴリ

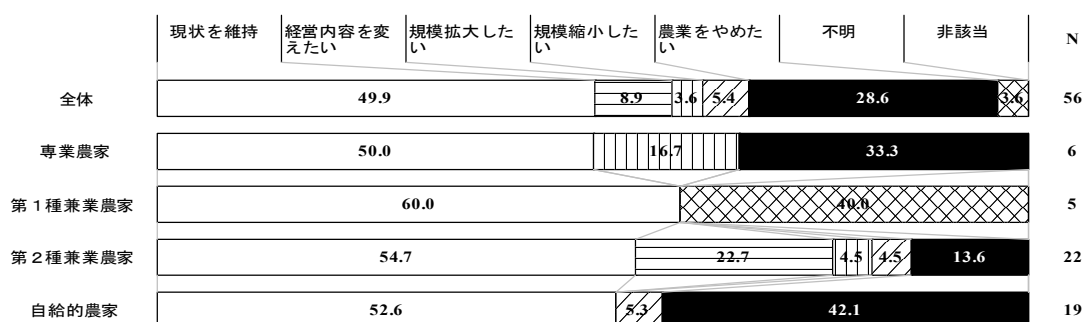


図 2-11 経営形態別にみた今後の経営規模（アンケート調査 世帯主対象）

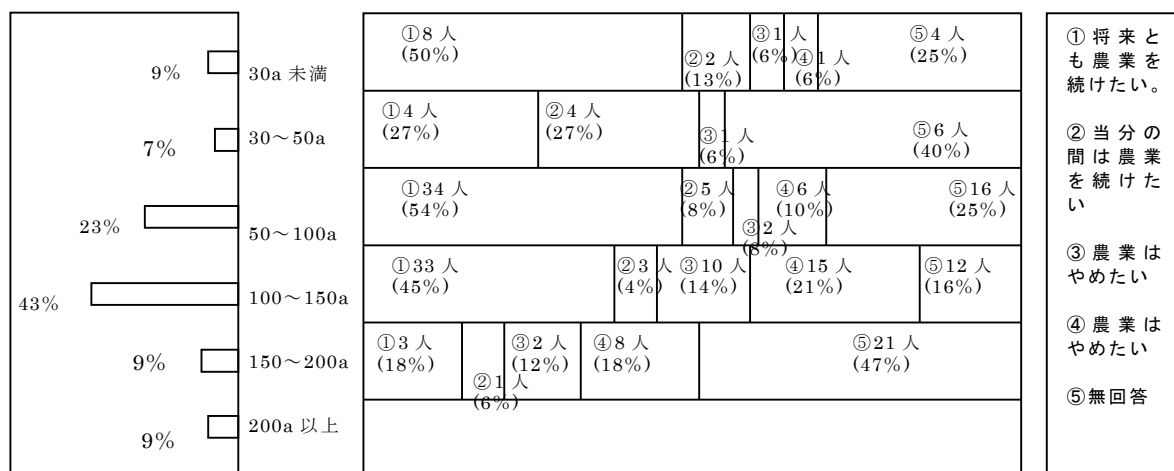


図 2-12 古神集落における農業経営への意欲（アンケート調査：農家数47戸）

しかし、今後の営農志向は図 2-13 のように50歳代、40歳代、30歳代と年代が下がるにつれて専業農家志向及び第一種兼業農家志向の割合が減少している。図 2-14 と比較することで、20~30歳代の世帯主が第二種兼業農家から自給的農家へ、自給的農家から離農へというように、農業との関わりをより少なくする方向へ移行しようと考えていることが明らかになった。図 2-2 で示したように20~30歳代の住民の多くが会社員等の恒常的勤務に就いており、離農が進行する条件がみてとれる。現時点においても、名目上は第二種兼業農家あるいは自給的農家となつてはいるものの、農地を全て貸し付けていたりして実質的には耕作を行っていない世帯もある。今後は、そのような名目上の農家が増加し、専業農家や第一種兼業農家は減少するものと思われる。

表 頭 (X軸) No. 14 今後の営農志向 <SA> 6カテゴリ
表側1 (Y軸1) No. 5 年齢 <SA> 7カテゴリ

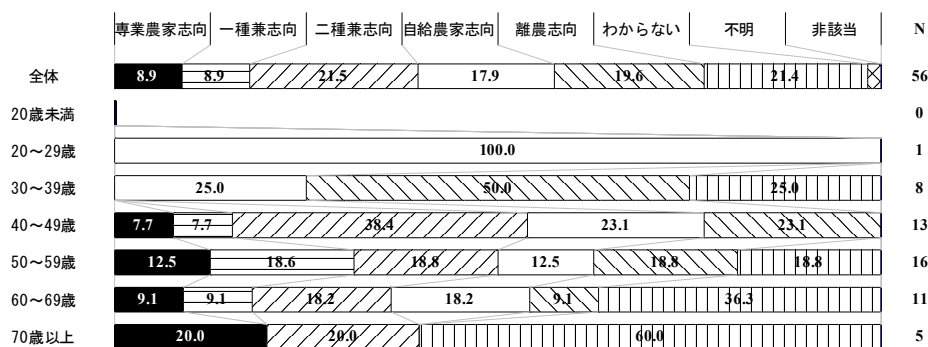


図 2-13 年代別にみた将来の営農志向 (アンケート調査: 世帯主対象)

表 頭 (X軸) No. 7 農業収入の割合 <SA> 4カテゴリ
表側1 (Y軸1) No. 5 年齢 <SA> 7カテゴリ

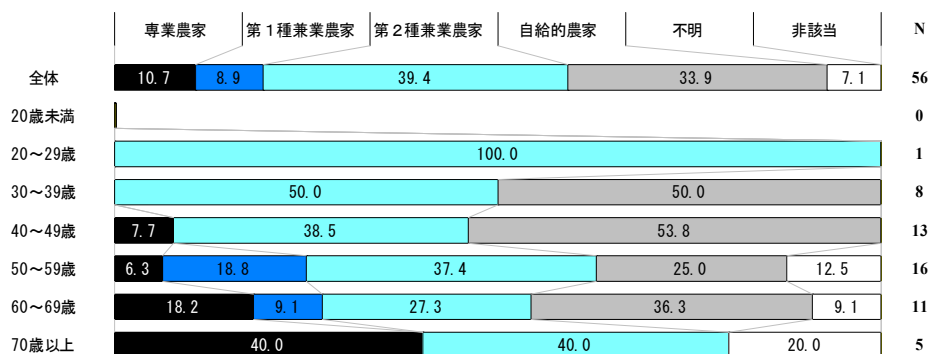


図 2-14 年代別にみた農業収入の割合 (アンケート調査: 世帯主対象)

(2) 農地の利用意向

所有する農地の今後の利用方法については、集落全体では「将来にわたって全て農地として利用する」という回答が 20%、「今後 10 年ほどは全て農地として利用し、その後は状況を見て決める」という回答が 35%であった (図 2-15)。一方、農地の転用あるいは売却を考えている世帯主は約 33%となっている。なお、転用あるいは売却の希望地及びその内容については 2-5-1 で分析する。

表 頭 (X軸) No. 28 農地の利用意向 <MA> 7カテゴリ
表側1 (Y軸1) No. 7 農業収入の割合 <SA> 4カテゴリ

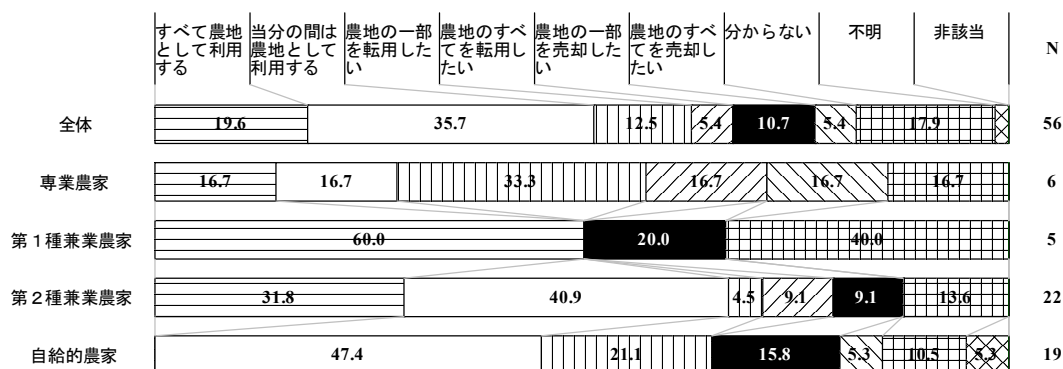


図 2-15 経営形態別にみた農地の利用意向 (アンケート調査: 世帯主対象)

2-2 道路・交通

2-2-1 交通機関

本集落周辺の道路・交通網は図 2-16 のように走っている。

西区を南北に貫く国道 175 号線は、明石市から北進し三木市、兵庫県東部、福知山市を通り京都府北部までをつないでいる。この道路は朝晩の通勤・帰宅時間に混雑するため、神出町にバイパス（破線部分、平成 11 年現在一部工事中）が設置されているが、さらに市道高和志染線（仮称）の建設が予定されており、本集落を通過することになっている。この市道が完成すると、本集落から西神中央への交通が便利になることが予想されるが、国道 175 号線同様に渋滞する可能性も考えられる。国道はこの他に、瀬戸内海沿いを大阪から下関まで走っている国道 2 号線があり、明石市で国道 175 号線と交差している。

次に自動車専用道としては、三木市内を山陽自動車道がとおり、東は大阪・京都・名古屋、西は姫路や岡山、そして南は明石海峡大橋・淡路島へと通じている。また、西区南部には国道 2 号線のバイパスとしてつくられた第 2 神明道路があり、加古川市で国道 2 号線に合流する。

さらに、鉄道は神戸電鉄粟生線と三木鉄道が三木市、神戸市営地下鉄が西区、JR 山陽本線が明石市をそれぞれ走っている。本集落住民が三宮方面へ電車で行くときは神戸電鉄粟生線を利用するが、ほとんどが高校への通学のための利用である。神戸電鉄の志染駅までは古神集落から約 2km なので、徒歩で 20～30 分かかることになる。また、志染駅から新開地方面へは朝 5 時台から夜 23 時台まで平均して 1 時間に 4 本ほど運行しており、志染－新開地間を約 40 分をつないでいるが、その運賃は 680 円と高く、この点で利用しにくいと言える。

一方、路線バスは隣接する小束野集落に西区役所経由明石駅行きのバス停があるが、本集落からバス停まで徒歩 20 分ほど要するため、図 2-17 に示すように神戸電鉄同様、高校生の通学に利用される以外はほとんど利用されていない。

表 頭(X軸) No.36 主な交通手段<SA> 6カテゴリ
表側1(Y軸1) No.5 年齢<SA> 7カテゴリ

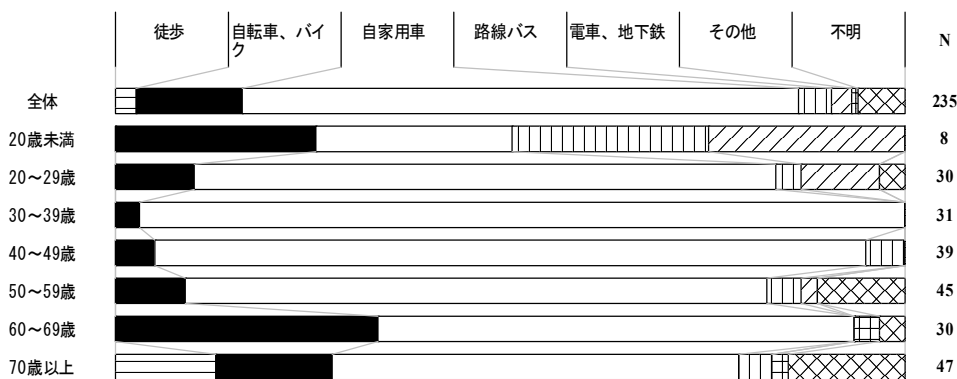


図 2-17 年代別にみた主な交通手段（アンケート調査：住民全員対象）

本集落住民の主な交通手段は自家用車で、外出先はほとんどが三木市である（図 2-18）。20 歳代の約 6 割は会社員等の恒常的勤務であり、高校生と 20 歳代の住民は三木市とともに神戸・三ノ宮方面や西神中央へ出かけることが多い。また、50 歳代以上は集落内が主な外出先である人が 1 割程度存在する。そしてその交通手段は 50 歳代、60 歳代は自転車・バイク・自家用車であるが、70 歳以上では徒歩も挙がっている。

このように本集落は鉄道の駅やバス停まで徒歩 20～30 分かかり、聞き取り調査やアンケート調査でも「交通の便が悪い」と言う声が多数聞かれ、特に公共交通機関に頼ることが多い 20 歳未満ではその割合が高い（図 2-19）。

2-16 集落周辺の道路図

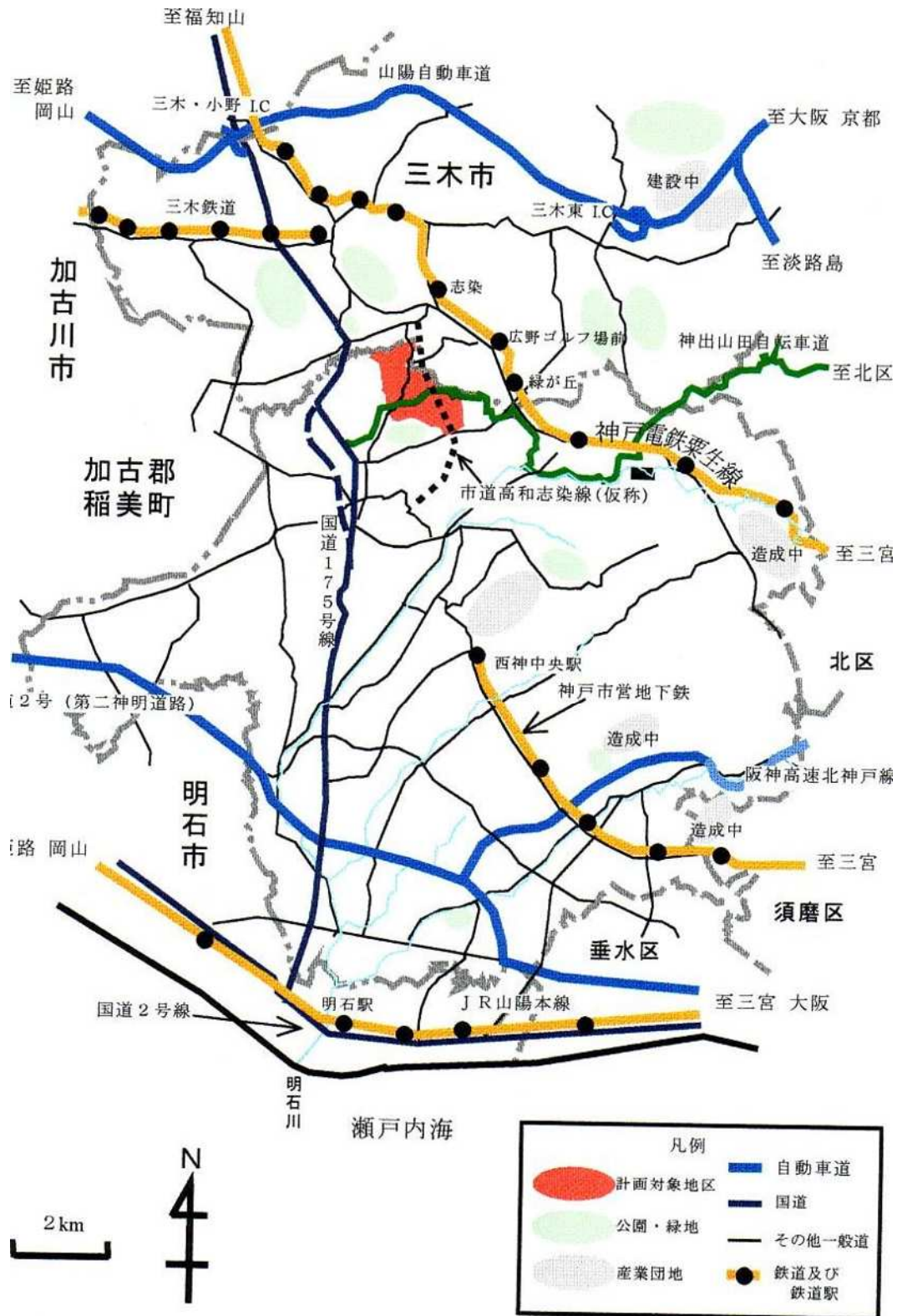


図2-16 地区周辺の道路図

表 頭(X軸) No. 35 主な外出先 <SA> 6カテゴリ
表例1 (Y軸1) No. 5 年齢 <SA> 7カテゴリ

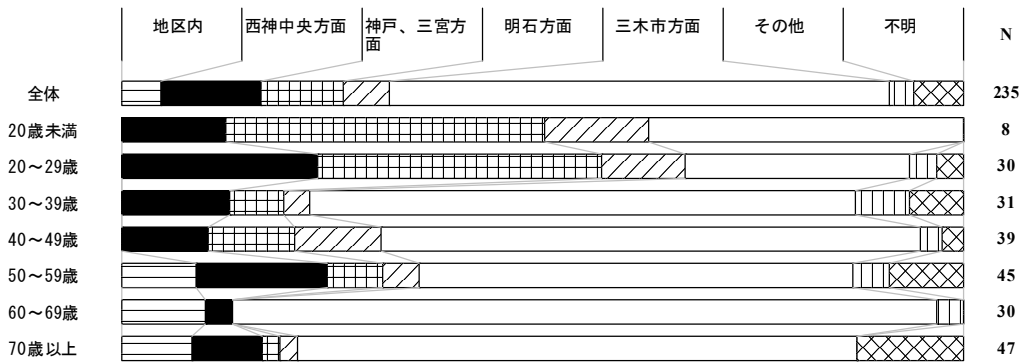


図 2-18 年代別に見た主な外出先 (アンケート調査：住民全員対象)

表 頭(X軸) No. 39 生活の利便性 <MA> 9カテゴリ
表例1 (Y軸1) No. 5 年齢 <SA> 7カテゴリ

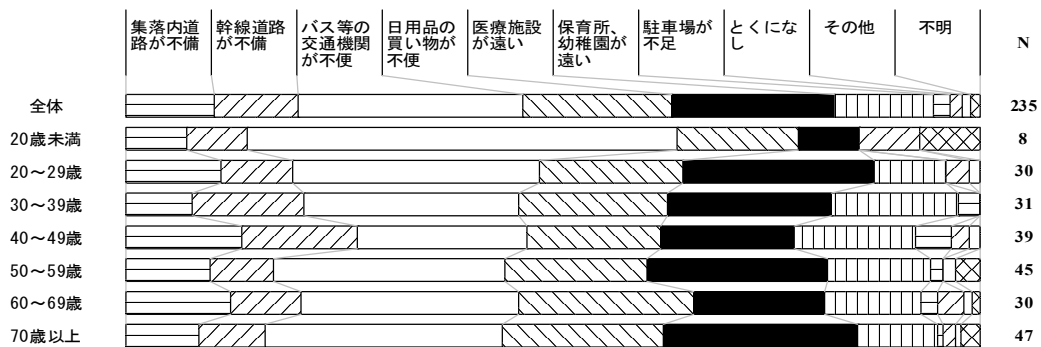


図 2-19 年代別に見た生活の利便性について (アンケート調査：住民全員対象)

2-2-2 地区内道路

集落内には国道や県道レベルの主要道はないが、市道老ノ口志染線が集落の中央部を南北に、また市道五百蔵広谷線が集落南部を東西に貫いている。さらに市道五百蔵広谷線に沿うように、神出町と北区山田町を結ぶ神出山田自転車道が通り、集落南東部の呉錦堂池付近に休憩所が設けられている。

(1) 危険個所の指摘

集落内での安全な生活という観点から、交通事故の危険性が高いことや防犯灯が少ないことが問題となっている (図 2-20)。

表 頭(X軸) No. 37 生活の安全性 <MA> 10カテゴリ
表例1 (Y軸1) No. 4 性別 <SA> 2カテゴリ

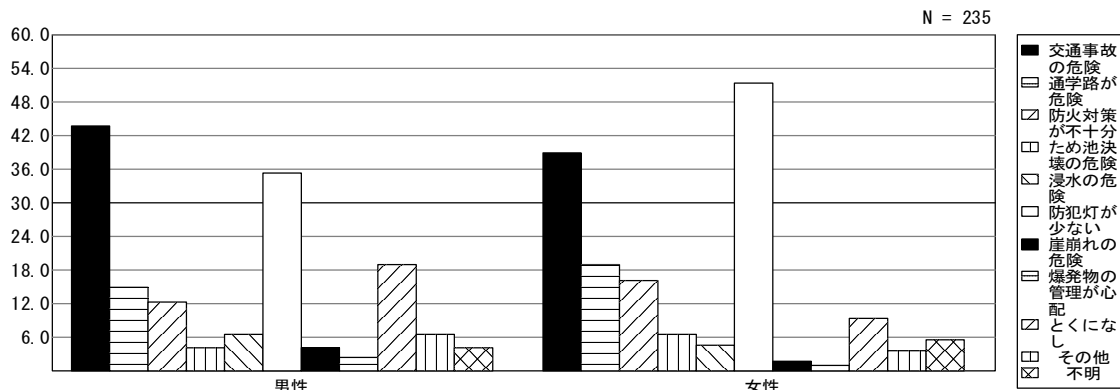


図 2-20 性別に見た生活の安全性に関する要望 (アンケート調査：住民全員対象)

また、現地での聞き取り調査やアンケート調査において、住民から挙げられた道路に関連する指摘を、地図上に記したものが図 2-21 であるが、実に多くの要望・指摘が出された。以下に各項目ごとにまとめ、詳細を述べる。

・速度超過

周辺には神出病院をはじめとする医療・福祉施設が多く、また神出病院には看護学校も併設されており、それらの施設への通勤・通学の自動車が道路Aを高速で通過することが問題となっている（図 2-22）。警察が立て看板を作ったが効果はあまりない。また、神出病院前の三叉路は見通しが悪く、出会い頭の衝突を心配する声もある。この他に、夜中にバイクが大きな音を立てて走り回っていることも住民を悩ませている。



図 2-22 速度超過が問題となっている道路 A

・草等で見通しが悪い

市道老ノ口志染線が勝成集落北部の産業廃棄物最終処分場に接しているところである。ここは三木東高校への通学路となっているが、雑草が茂っていること、そして処分場にフェンスが建てられていることによって視界が遮られている。もう1つ指摘された箇所は自転車道である。自転車道は小中学生の通学路にもなっており、改善が必要と言える。

・ガードレールの設置

ガードレールの必要箇所については、金棒池の畔が挙げられている。この場所は道路とそれに接する土地との高低差が大きいいため事故の危険性が高く、設置が求められる。



図 2-23 金棒池の畔のガードレール設置要望箇所

・街灯の設置

本集落内は街灯が少なく、夜になると各住宅からもれる灯りに頼らざるを得ない状態である。住宅のないところや林等で見通しが悪いところでは痴漢などの被害が挙げられているので、この点からも街灯が必要であると考える。

・カーブミラーの設置

市道と農道が交差する箇所や住宅が建ち並んでいる箇所など見通しの悪いところがある。市道老ノ口志染線は集落中央部で急な坂になっていて、さらにカーブしていることと住宅が立ち並んでいることが加わり、見通しが悪くなっている。そのため、現在既にミラーが設置されているが、未だ危険性が高いことが指摘されている。



図 2-24 ゴミが目立つ中池

・不法駐車

本集落にはため池が多数あるがため池では釣りが禁止されている。しかし集落外より頻繁に釣り客が訪れ、特に集落東部に位置する中池ではその駐車やゴミの放置が目立っている。

图 2-25 道路幅員

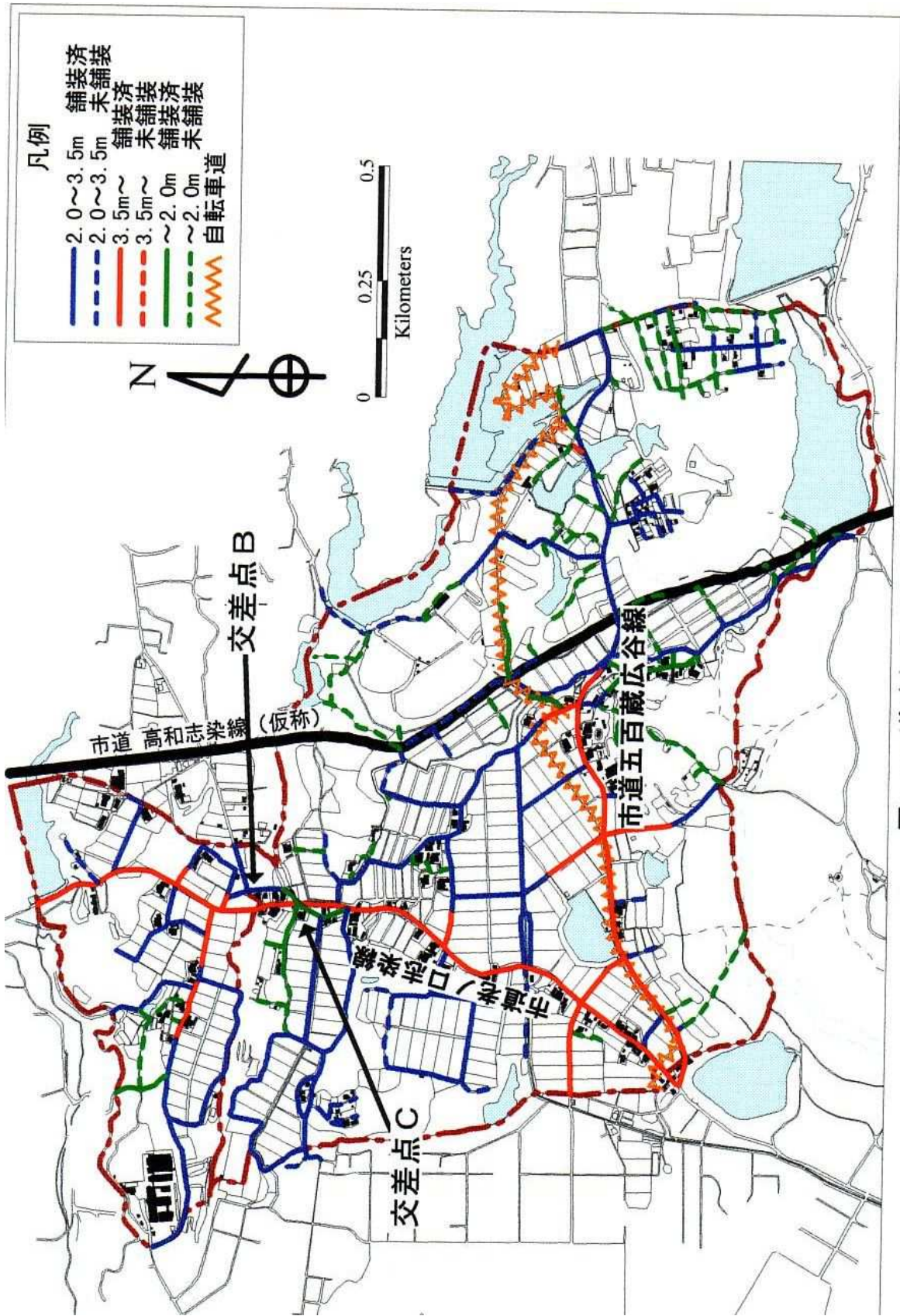


图2-25 道路幅員

・隣接集落への連絡道整備

下小東野・小東野・三木市への3路線の要望が出ている。三木市への路線は以前から存在しており以前は自動車も通過できたが、現在は徒歩でしか通れないため、車両も通行できるようにとの要望が挙がっている。

・ダンプが頻繁に通る

本集落内には2-3-5で述べたとおり、事業所・資材置き場・産業廃棄物処理場等が立地しているため、ダンプの往来が激しい。ダンプは通学路となっている市道老ノ口志染線を通るので、道路が狭いことも加わり住民の不安感が高い。

・集落案内板の設置

古神集落南東部の丘陵地帯は、約20年前に住宅がいくつか建てられており、ここへ用事のある人に道を尋ねられることがあり、そこで提案されたのが集落案内板である。これを古神集落内に3ヶ所ほど設けることで利便性を高めようというものであるが、内容によってはプライバシーを侵害するものになる可能性もあるので注意が必要である。

(2)道路幅員

集落内の道路幅員図を図2-25に示す。この図から、幅員及び舗装状況別に道路の長さの割合をグラフにしたものが図2-26であるが、これら2つの図からわかるように、本集落で幅員3.5m以上の道路は、集落を縦断する市道老ノ口志染線と横断する市道五百蔵広谷線を中心に、集落全体で15%だけである。市道老ノ口志染線は、国道175号線の渋滞を避ける車が毎日通勤時間には速度超過で通り抜けるため、3.5m以上とはいえ自動車2台がすれ違うときには徐行しなければならない幅であるため、交通事故の危険性が高い(図2-27)。

農道は大半が幅員2.0m~3.5mで、すれ違うときは一方の自動車が路肩へ寄らなければならないが集落内は低速運転が望ましいため、現在のままでよいと考える。愛宕山登山道や甲南大学グラウンド周辺の山道などは2.0m未満の未舗装の道路となっているが、歩道であるので幅員は十分である。しかし、交差点Cは幅員が極端に狭いため、拡幅が必要である

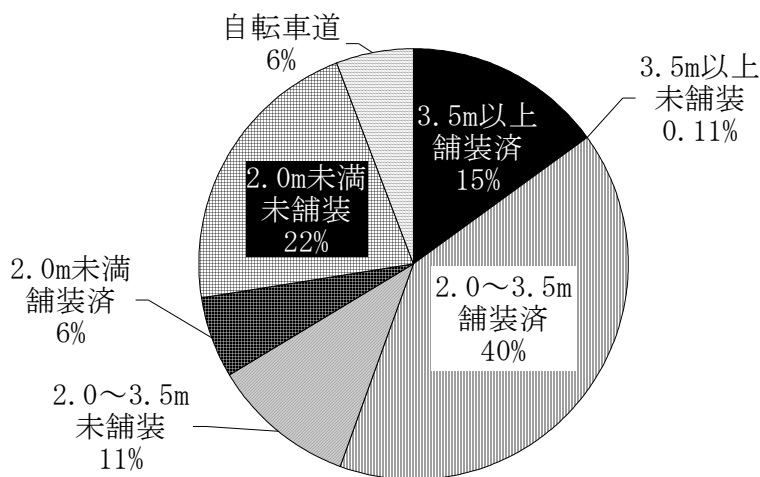


図 2-26 幅員・舗装状況別道路長割合



図 2-27 市道老ノ口志染線

また、住民からの聞き取り調査等で拡幅の必要な道路として挙げられたのは、国道175号線の抜け道として利用されている市道老ノ口志染線の他、同様に通勤時間に混雑するという交差点B付近の道路である。交差点Bにはカーブミラーが設置されているが、前出の図2-25を見ると分かるように幅員が2.0m～3.5mと狭く、周りが竹藪になっているため昼でも暗く見通しが悪い（図2-28）。

さらに、愛宕山麓に位置する住宅地内の道路は2.0m未満と非常に狭く、緊急車両が進入できない状態であり、緊急な拡幅を要する道路である。



図2-28 東側から見た交差点B

道路の公道認定

古神から勝成集落を経て神出病院横を通過して国道175号線に抜ける道及び三木市に抜ける道については一部公道の認定が出来ておらず、今後通行止めになる恐れを含んでいる。

通学路

小学生の通学路は図2-21に示したように、古神集落では市道及び自転車道となっている。自転車道は車道とは縁石で区切られているが、市道老ノ口志染線は図2-27からもわかるように歩道がなく、集落内に存在する産業廃棄物処分場等の施設へのダンプが通過するため危険性が高いことから、歩行者の安全性確保のために何らかの対策が必要と考えられる。

自転車道

西区神出町と北区山田町を結ぶ神出山田自転車道が本集落南部を通過しており、本集落の住民には通学路や散歩道として利用されている。また、時々週末に集落外の家族連れが自転車で利用しているということが集落住民からの聞き取り調査で確認されたが、設置目的でもある自転車による利用は、本集落内には少ないとのことである。また集落内では草が茂り、通行の障害になる箇所もあるということで、維持管理の問題が出ている。



図2-29 カラー舗装された自転車道（つくはら湖）



図2-30 つくはら湖サイクリングターミナル

一方、北区側の自転車道はつくはら湖という人造湖の周辺にベンガラ舗装と呼ばれる茶系のカラー舗装が施され（図2-29）、野鳥観察小屋・展望台・専用橋などが整備されている。また、サイクリングターミナルでの自転車貸出を行っており（図2-30）、この周辺での利用者は多いと予想される。事実、つくはら湖をスタート地点とするツーリング会がたびたび行われていることが報告されており、中には神出町まで自転車道を利用している人もいるが途中から山道へ入る場合もあり、北区側と比較して西区内での自転車道利用は少ないと考えられる。

つくはら湖は、サイクリングをする家族連れの他にも釣りをする人々で、年中賑わっているということも報告されている。特に春から秋にかけては、釣り客が多いため駐車場が満車になることもあるという。さらに神戸市の高校駅伝の予選コースにもなっており、ジョギングにもよく利用されている。また、北区から西区への入り口には史跡が紹介された案内板があり、周辺を訪れる人へのPRとなっている（図 2-31）。



図 2-31 自転車道沿いの西区案内板

2-3 生活環境

2-3-1 地区周辺施設

本集落住民が主に利用する施設や公共機関の所在地を、図 2-32 に示す。

(1) 買い物

アンケート調査からもわかるように外出先はほとんどが三木市であり、集落内には個人経営の小規模な商店が1つあるだけなので、食品等の日常的な買い物は、車を10分ほど走らせ三木市内のジャスコやサティへ行くことが多い。一方、耐久消費財等は神戸・三宮方面へ自家用車で買いに行くというパターンが多い。神戸方面へは、神戸電鉄が利用されることもある。以前は生協の宅配サービスを利用していたが、宅配料が設定されて以来利用をやめている。このためお年寄りの買い物が不便になったという声がある。

(2) 通勤・通学

集落外への通勤には自家用車が利用されており、勤務地は神戸・三宮をはじめとする周辺各地に及んでいる。神出町内に小中学校は神出小と神出中のそれぞれ1校ずつあり、本集落からは徒歩通学しているが、4kmあるため1時間ほどかかる。これに関して特に低学年には負担が大きいのではないかと心配する親がいる一方で、子供は嫌がっていないようだし体力が付いていいのではないかという意見もある。ただし雨の日は親が学校まで車で送っている。

高校生は現在1~2人いるが、今は一番少ない世代で来年からはもっと増える。通学先は三木市、小野市、明石市、神戸市内等さまざまで、神戸方面の高校へは志染駅から神戸電鉄粟生線を、その他の地域へはバスや自転車を利用して通学している。

(3) 医療施設

本集落周辺の公立の医療機関は、西区内には西神戸医療センター、三木市には三木市民病院、明石には明石市民病院があり、本集落住民はこれらの病院をよく利用している。民間の医療機関は集落内にもあるが、本集落住民は三木市の青山・志染周辺や前述した公立総合病院を利用することが多い。

図 2-32 集落周辺の生活施設

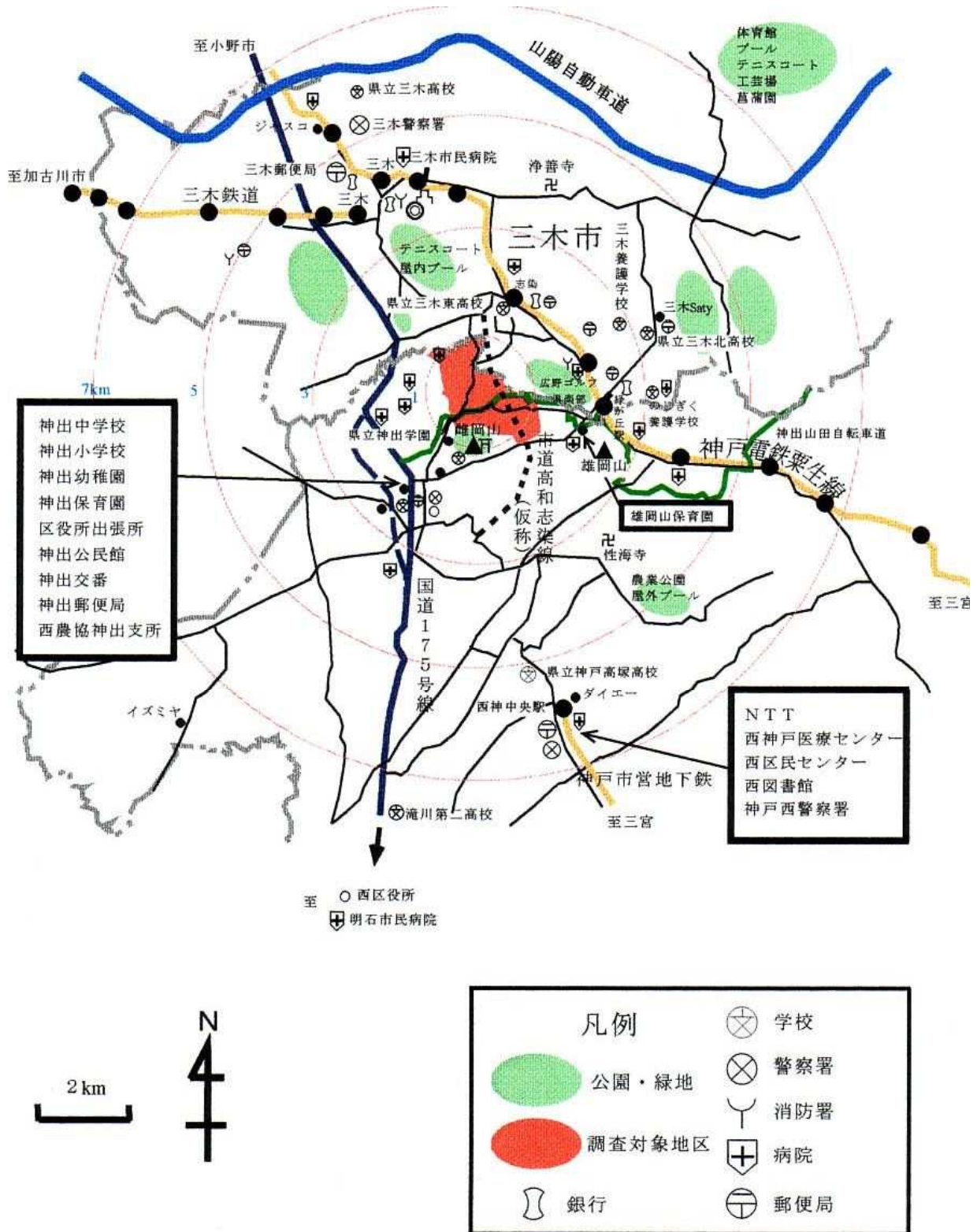


図2-32 地区周辺の生活施設

2-3-2 地区内施設

本集落には、集会所や公園など共同の生活施設、資材置き場や史跡など様々な施設があるが、集落における生活の快適性についての住民の考えは、図 2-33 のとおりである。古神集落では特にゴミの不法投棄や資材置き場等が不快だと感じたり、図書館を要望する意見が多い。また、生活環境を快適にするために必要なものとしては、図 2-34 に示すように道路や街路灯の整備の他にも、集会施設や公園、運動場の整備など多くの要望がある。

表 頭(X軸) No.40 生活の快適性 <MA> 10カテゴリ
表側1(Y軸1) No.1 集落名 <SA> 2カテゴリ

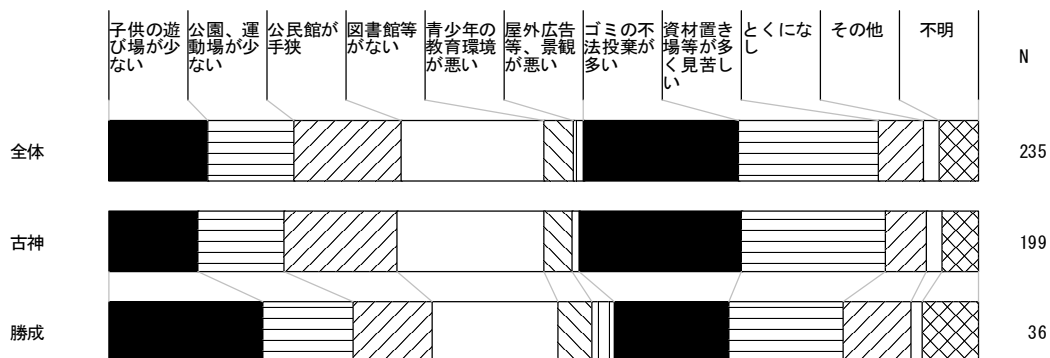


図 2-33 集落別にみた生活の快適性に関する要望 (アンケート調査：住民全員対象)

表 頭(X軸) No.39 生活の利便性 <MA> 9カテゴリ
表側1(Y軸1) No.1 集落名 <SA> 2カテゴリ

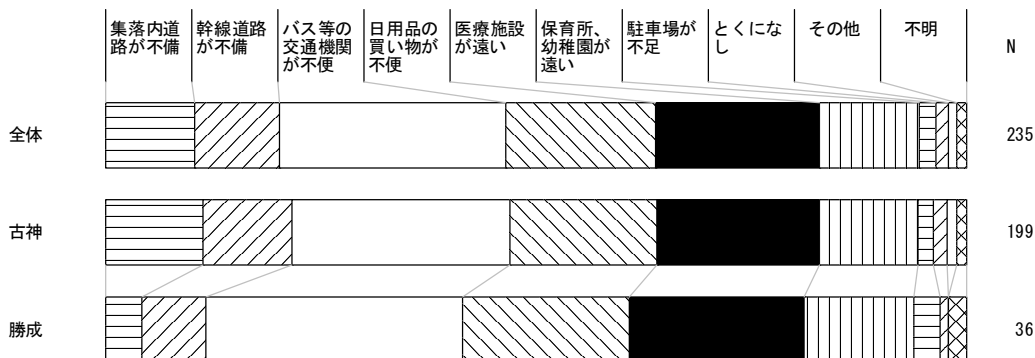


図 2-34 集落別生活環境整備の要望 (アンケート調査：住民全員対象)

まず、図 2-35 に住民からの聴き取り調査や点検作業であげられた地内の改善すべきところを示す。

以下に、本集落内に存在する施設や場所について、共同施設、広域施設、資材置き場等の施設、子供やお年寄りが利用する施設及び場所、そして史跡の 5 項目に分類し、その状況をまとめた。

図 2-35 改善すべき所

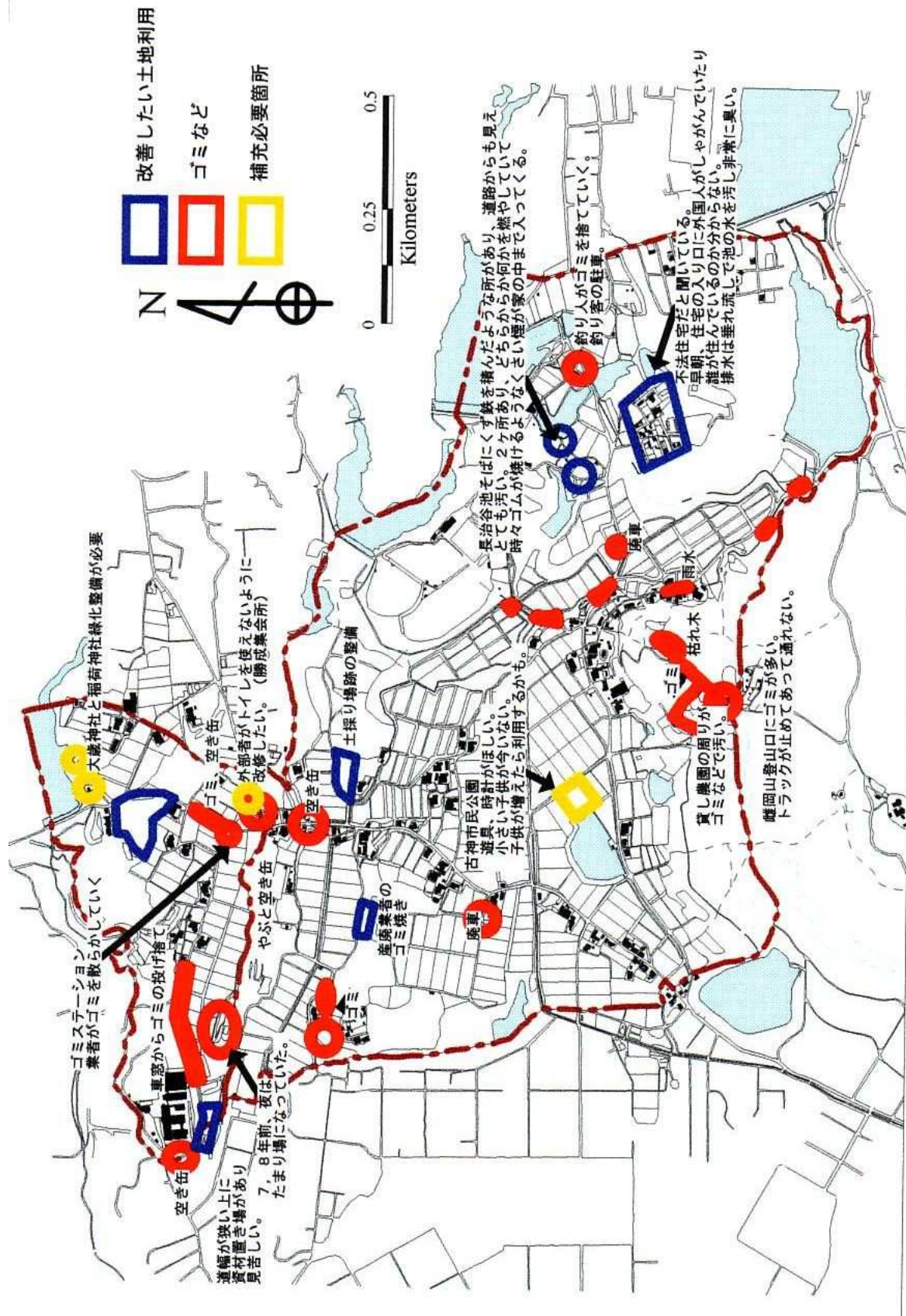


图 2-36 集落排水計画図

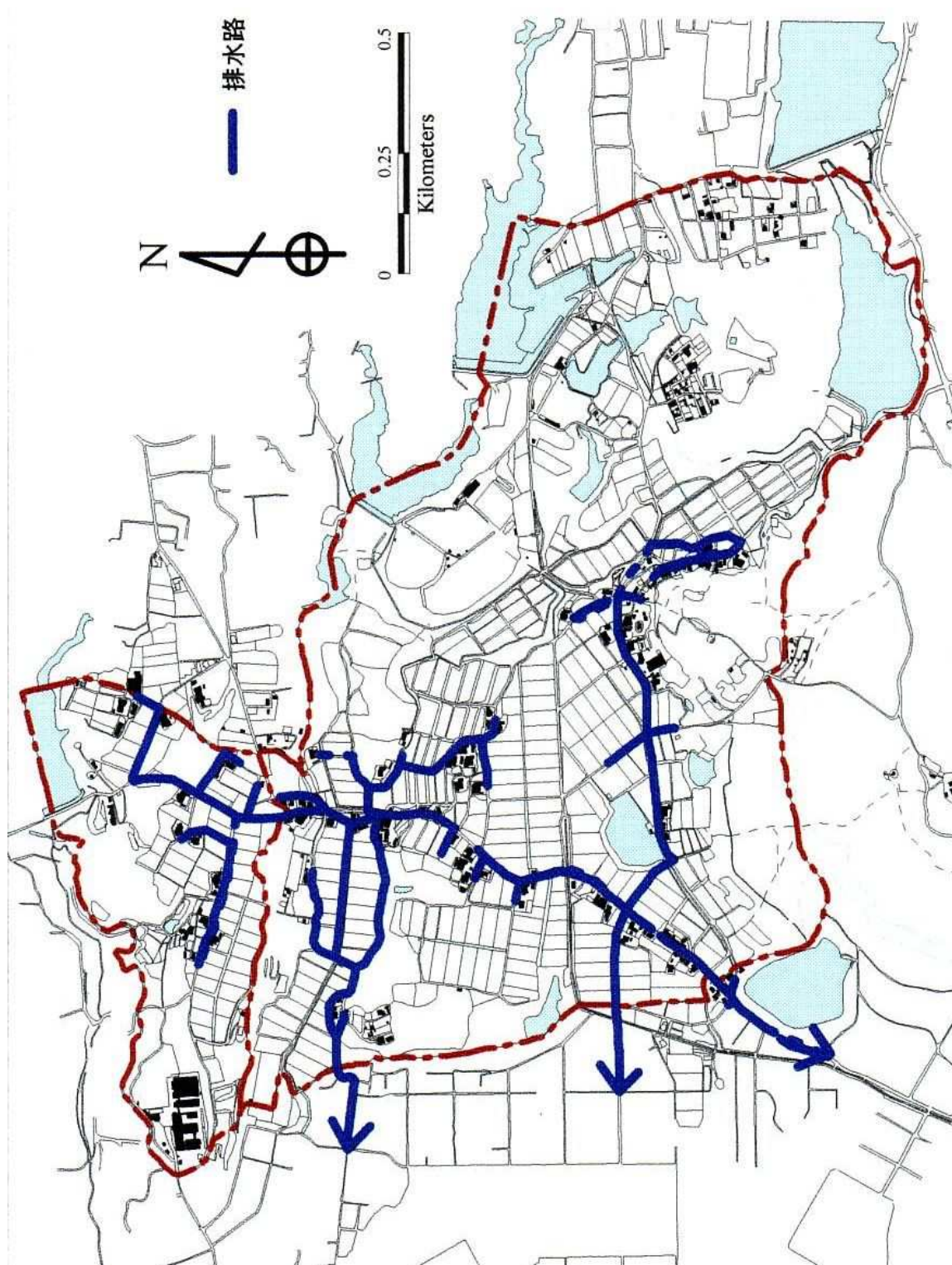


图2-36 集落排水計画図

(1) 共同施設

集会施設として公会堂を持っており、自治会や老人会の会合あるいは集落で行われる祭りの際に利用されている。古神公会堂は昭和 55 年に建てられた。

上水道は古神・勝成集落そして甲南大学グラウンドともに、古神集落内の井戸から採水した簡易水道を利用している。下水道は集落排水整備事業を現在実施中で、ほぼ完成している（図 2-36）。これは神出町内の 6 集落 350 戸を対象にした事業で、排水処理施設は広谷集落にある。ゴミ処理方法であるが、家庭ゴミ（燃えるゴミ・生ゴミ）は週 2 回の間隔で収集車が来ている。一方、荒ゴミ（燃えないゴミ・かさの大きなゴミ）は月 2 回収集車が来ている。空き缶は本集落では収集していない。また、荒ゴミ収集日の早朝に業者がやってきて、捨てられたゴミの中から価値のあるものを探し、ゴミを荒らしたままにして行ってしまうという苦情が挙がっている。

(2) 広域施設

本集落内及びその周辺は利用者を集落住民に限定しない広域施設として、勝成集落に神出病院と重度身体障害者施設あおぞら学園、古神集落には甲南大学広野グラウンドの 3 つがある。神出病院は精神科・神経科・内科・歯科の診療を行っており、敷地内に看護学校や老人保健施設、グラウンドを併設している。今後は設備を拡大する意向を示しており、土地を既に確保している。重度障害者施設あおぞら学園は、1998～1999 年にできた新しい施設である。甲南大学広野グラウンドは今から 35 年程前に出来た施設で、合宿施設があり馬術部が使用している。前述したが、本集落ではこの馬術部から譲り受けた堆肥を用いた有機質重点型農業が行われている。

(3) 資材置き場等の施設

本集落は農業を主体にした農村地域であるが、第二章で述べたように資材置き場や事業所等による開発面積が集落の 15% を占め、集落の環境や景観に大きな影響を及ぼしている。

古神集落ではこのような大規模な開発は中途の状態で見られる。集落中央部と西部にあるこれらの土地は、図面上では宅地造成中とされているが、実際のところ草原のようになっており、山林が切り開かれてから 10 年ほど放置されたままとと思われる。中央部の造成地は土が削り取られ痛々しい様相である（図 2-37）。また、小規模な資材置き場や土砂採掘場が集落内各所に見られる。さらに、本集落での開発を希望している新規の業者もいるため、無秩序な土地利用が進行する恐れがある。



図 2-37 古神集落の造成地

(4) 子供・高齢者が利用する箇所

高校生から 60 歳くらいまでの年代はいわゆる生産年齢で、主な生活の場を集落外に置いている住民が多い。そこでこの項では、本集落で過ごす時間が比較的長いと考えられる子供とお年寄りに関して、どのような生活をしているのか集落内施設と関連のあるものを調査した。

子供については小学生を調査の対象とし聞き取り調査を行った。

小学生は、平日の放課後や休日の昼下がり等には古神市民公園で遊ぶ。この公園にはブランコ・滑り台・砂場があり、子供たちはこれらの遊具を利用する他、鬼ごっこ等の遊びをしている。また、季節によっては田んぼでのオタマジャクシ取り等の昔ながらの遊びも見られるが、一方で近所の友達の家でTVゲームをしたり自転車で暴走族ごっこをしたりという現代的な遊びもしている。遊びで使われる集落内の道路は滅多に車が通らないため、あまり危険ではない。この他、盆や彼岸に限らずお墓参りをする、あるいは自分の家の畑を手伝う等という殊勝な話も聞かれた。墓地は遊び場としての位置付けである。また、愛宕山等は「行ったことがある」程度のものであり、祭り等の行事がある時にしか利用しない。このように、本集落では小学生が多いということもあり、屋外で活動的に過ごしていることが多い。親からは公園の遊具を増やした方が良いという意見が出たが、小学生自身は現状に対応できている。

高齢者が日頃利用する場所については、老人会の集まりで聞き取り調査を行った。

老人会は活動が盛んであり、お年寄りの間でグラウンドゴルフが盛んに行われている(図 2-38)。これは古神市民公園に於いて週 2 回、老人会の中心メンバー 18 名が参加して午後 1:00~4:00 の 3 時間ほど行われている。古神市民公園には日陰になる場所が藤棚の下のわずかなスペースのみで、夏の不快さが問題であるが、廃車になったバスが置かれており、グラウンドゴルフの参加者はこの中で休憩する(2-39)。

このバスは廃車であるから、老人会の憩いの場となっているとは想像しがたい外見であるが、利用者であるお年寄りの方々は「バスの南側の窓にすだれを掛けているので日陰になっており、大沢池が隣接しているので池の方角から風が吹くととても気持ちいい」と満足している。この他に利用している場所は古神公会堂で、四季ごとに茶話会をする等、会合が行われる。



図 2-38 グラウンドゴルフをするお年寄り(古神市民公園にて)



図 2-39 憩いの場となっているバス(古神市民公園)

図 2-40 保全したい所

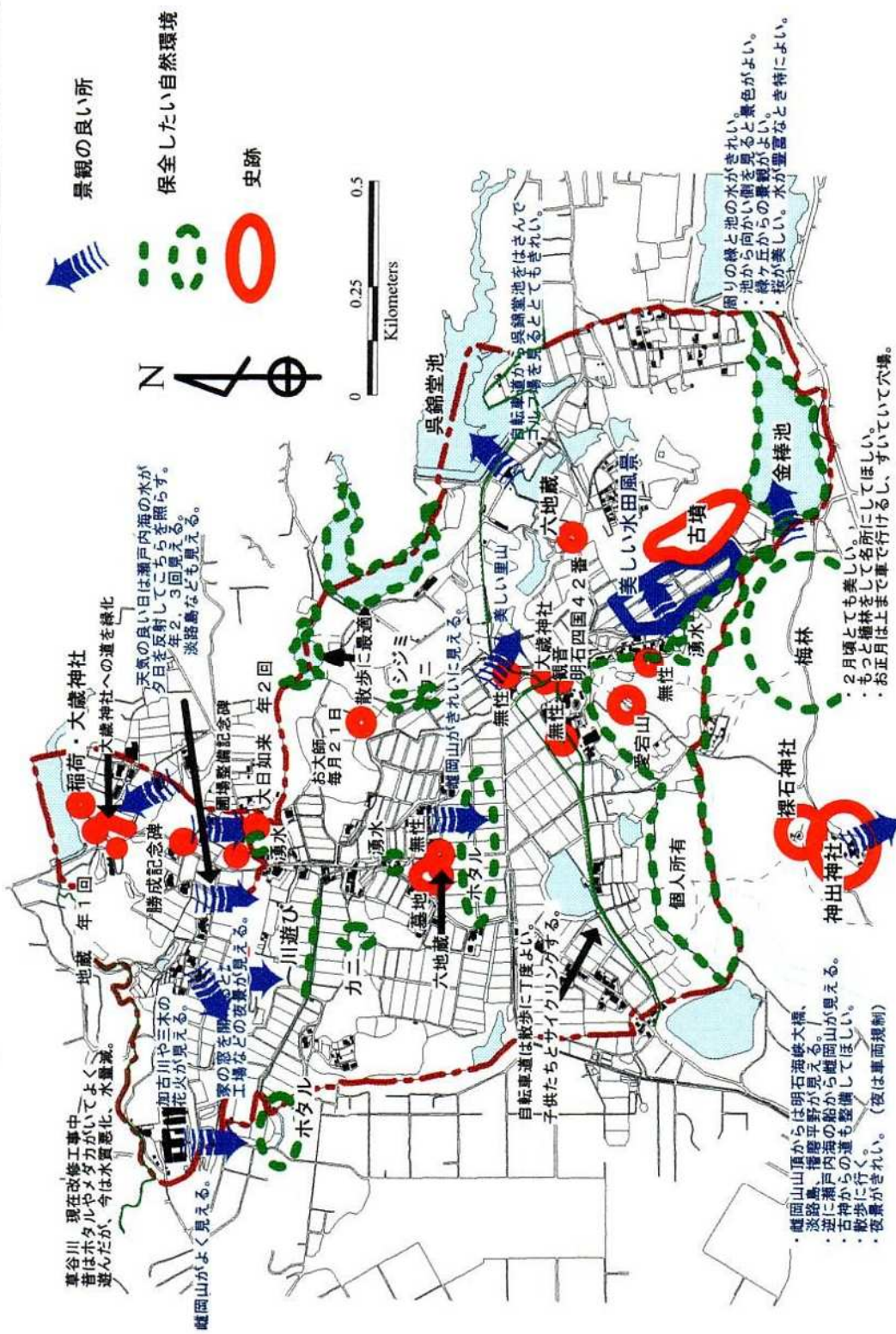


図2-40 保全したい所

(5) 史跡および伝説

神戸・明石近辺は古代より人が定住していたことが、遺跡や文献等より確認されており、本集落にも様々な史跡・伝説・お宮等が存在、継承されている。また、自慢できるところとして、図 2-40 に示すように多くの住民が神出神社をはじめ多くの史跡を挙げていることから、本集落の置かれている状況をより正確に把握する上で、また今後の地域整備の方向性を考える上で、集落の歴史的経緯を知り分析することも重要であると考え、以下に調査結果を記す。

ア) 雌岡山および雄岡山

雌岡山山頂に社を構える神出神社では、神出町内の各集落が順番で世話役となって秋祭りを行っており、雌岡山とともに神出町のシンボルと言える。同じ神出町内にある雄岡山とこの雌岡山には、多くの神話や伝説が伝えられている。

【雌岡山の神話】

遠い昔、東の山には男の神様、西の山には女の神様が住んでいた。2人は仲がよい夫婦で、村は平和だった。一方、海の向こうの小豆島には、万人を虜にするようなとても美しい女が住んでいた。ある日東の神様は、この女を一目見て忘れることができなくなってしまった。西の女神が引き止めるのも聞かず、東の神様は鹿の背に乗り小豆島へと旅立った。

そのころちょうど淡路の山の上では、1人の猟師が鹿を待ちかまえていた。運悪く猟師の矢が東の神様が乗っていた鹿の体に突き刺さり、鹿と東の神様はそのまま海の中へ沈んでいった。鹿は沈んで赤い石のかたまりになり、そこからこの辺りはアカシと呼ばれるようになったという。

海で死んだ男の神様は、あまりの悔しさから毎日海を荒れさせた。困り果てた漁師たちに仙人はこう言った。

「それは男の神様のお怒りに違いない。これから男の神様の霊をまつるようにしなさい。」

そうして漁師たちがつくったのが明石の林崎の明神様といわれている。

西の女神様は、愛する夫が死んでからそれはそれは悲しみ、とうとう流行病を起こす悪神になってしまった。困り果てた村人たちに占い師はこう言った。「西山の神は男の神様と死に別れ、悲しみが雲のようにどんどん湧いてきた。それで病をもたらすようになってしまったのだ。神様をまつりなさい。」そこで里の人々は盛大なお祭りを始めた。すると流行病はぱたりとやみ、女神はやがて石の上で1人の子供を産んだ。その石は誕生石と呼ばれ、今も裸石神社の付近に残されている。



図 2-41 神出神社



図 2-42 古神集落からみた雌岡山

【雄岡山の伝説】

孝徳天皇の大化年間、法道仙人が摂津の難波浦へ行かれたとき、小舟に乗って釣り竿を垂れていた一人の老翁が仙人に向かって、「私は前からお前が来るのを知って待っていたのだが、遅かったな。舟に乗らんかね。」と誘うので仙人が乗ると、舟は飛ぶように走り播州明石の船上げに着き、舟はたちまち石になった。翁は「この北方に5つの峯がある。東西の両山は高く尖っていて牛の角のようで、他の3つの山はその両山の半腹に当たる。この雄岡山は仏法無二の霊地だから、お前は精舎を建てて仏法を修めるがいい。」と告げ黄牛に乗った。仙人は紫雲に乗り空を飛んで西嶺に着いた。黄牛は石と化し、今でもこの辺りにある。翁はさらに

「この地は天竺の霊鷲山とそっくりだ。ここを仏法を東に広める霊場としよう。」といい、牛頭天王の形となり仙人に向かって、「私はこの地の主だからお前が建てた寺を守ってやろう。私には神力がある。さわり・病を除き夫婦和合をすすめよう。私は眠ることが好きだ。一年中で五月五日だけ目覚めている…」と言った。仙人はその言を書き留め、朝廷に申し上げて仏閣を建てた。



図 2-43 雌岡山への道標（古神集落）

神出町にはこのような伝説が伝わっており、雌岡山山頂の神出神社ではスサノオノミコト（＝牛頭天王）を祀っていることから「天王山」とも呼ばれている。一方、雄岡山山頂の雄岡山神社ではコノハナサクヤヒメと帝釈天が祀られている。雄岡山では、平成6年の水不足の時に古式の伝承に従って雨乞いの神事が行われており、昔からの習わしが今なお伝承されている。この雨乞いの儀式は、明石で水揚げされた蛸の墨をコノハナサクヤヒメの顔に塗るといふもので、先人たちは神様が早く顔を洗いたがって雨を降らせるだろうと考えたという逸話も代々受け継がれている。

また、雌岡山並びに雄岡山とその周辺は、神出神社社寺林、ギフチョウや雪割草・スハマソウ・イカリソウの自生地などの貴重な自然環境や郷土性豊かなランドマークの役目を果たしている。その自然景観、そして溜池群のある田園地帯と一体となった豊かな郷土景観を保つため、都市計画法で風致集落に指定され、建築物の新築、改築、増築、宅地の造成、木竹伐採などの行為について、知事の許可が必要とされている。さらに、都市に近く開発の圧力が高いことから、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」により、保存や育成の区域が指定されている。また、山頂から金棒池へと下るところに梅林があり、神戸花の名所50選に選ばれている。頂上からは瀬戸内海を望むことができ、集落住民の憩いの場となっている。

イ) 裸石神社

神出神社からわずかに下がったところに、裸石神社と姫石神社がある。ここでは毎年4月13日、弥栄祭が催される。この祭は異色の祭として知られ、少女による剣の舞と湯立て、餅まきが行われる。湯立ての行事とは大釜に湯を沸かし、笹で湯を参詣者にまき無病息災を祈るものである。この2つの神社は縁結びの神といわれている。

ウ) 呉錦堂池

江戸時代の末、中国の貧しい農家に生まれた呉錦堂は、やがて日本での商売に成功し豪商となった後、祖国に農業学校を創設するなどの慈善事業を行った。その後小束野集落で果樹園経営をはじめ、小束野開拓が開始された。この際、原野を開拓するための水を淡河川疎水からひき、一時的に溜めることを目的として、明治41年に呉錦堂池が作られた(図2-44)。



図2-44 自転車道からみた呉錦堂池

エ) 金棒池

昔、武蔵坊弁慶が雄岡山と雌岡山を見て、家に持って帰って箱庭にしようと思い、自慢の金棒で担いで持っていこうとした。しかしビクともしないので力を振り絞り、「エイッ」と持ち上げかかったが、その瞬間、金棒が折れて2つの山の上に落ちた跡が金棒池になったという伝説がある。雄岡山(241m)の方が雌岡山(249m)より低くなっているのはこのためだといわれている。

オ) 集落内の史跡

集落内にも多くの史跡があり、それぞれ決まった日に祀りが行われている。

①大歳神社(図2-45)

農業の神、大歳神を祀る。

まつり; 1月、田植え前、収穫後の3回。

内容; 1月は稲藁を木につけ、新年の挨拶、田植え前は神相撲、9月は耕土祭として神事を行う。

②お大師さん

毎月21日に講の中で順番に掃除などをする。

③愛宕山

8月24日(今はその付近の日曜日)に神相撲が行われている。

④大日(だいにったん)(図2-46)

以前は神相撲をとった。古神・勝成集落どちらにも講があるが、まつりは古神の管轄。



図2-45 古神集落の大歳神社(右端の建物は古神公会堂)



図2-46 大日さん

⑤六地藏(集落内各所: 図2-47)

墓地の守り神として六地藏が建てられている。

まつりなどは特に行っていない。



図2-47 六地藏(古神集落)

⑥観音さん（図 2-48）

弘法大師を祀っており、播磨西国 42 番札所の 1 つ。8 月 9 日に念仏講の集会があり、子供にお菓子を配る。

また、このようなうたが詠まれている。

めをかやま
ゆふだちはれて かなぼうの
いけぞわたせる にじのかけはし
（四十二番詠歌 播磨西国 42 番札所）



図 2-48 観音さん

2-4 自治組織

2-4-1 自治会

役員は会長 1 名、副会長兼農会長 1 名の計 2 名で、選挙で選出される。1 月の初会合以外に定期的な集まりはないが、議題が持ち上がると臨機応変に集まる。また、これとは別に神出町内の各集落からの代表による会合が毎年 1 月下旬に行われている。

2-4-2 老人会

役員は会長 1 名、副会長 2 名（うち勝成集落から 1 名）、会計 1 名で、2 年ごとに行われる選挙による選出方法を採用している。また、隣保が古神集落に 5 つ、勝成集落に 1 つあり、各隣保ごとに 1 名ずつ役員が決められている。

会の活動内容は、古神市民公園において 18 名の参加のもとグラウンドゴルフが週 2 回行われているほか、毎月 1 回行っている古神公会堂と古神市民公園、愛宕山の草刈りや清掃、ゴミ拾いと、年 4 回四季ごとに古神公会堂で開かれる茶話会、また、日帰りでのバス旅行を年 1 回実施している。特にグラウンドゴルフは盛んに行われており、西区で開かれる大会などにも積極的に参加している。

このほかの活動として、今年は丹波黒豆を栽培し（図 2-49）、収穫後は市のレクリエーション大会で販売し老人会の活動資金とした。今年は収穫の時期がレクリエーション大会で販売するのにちょうどよい時期と重なり、収穫量・販売量ともに好成績をあげたため、来年以降改善を加えて栽培を続ける予定である。



図 2-49 老人会が経営する丹波黒豆畑

2-4-3 婦人会

メンバーは24名で新年会や年1回の日帰り旅行の他に、月に2回古神公会堂の清掃を行っている。しかし、20歳代の加入が少なく今後の存続を危ぶむ声もある。

2-4-4 子供会

加入の対象を園児と小学生とし15名が所属しており、廃品回収や、通学路の草刈りを行っている。また、夏休みなどは映画鑑賞やバーベキュー、ボーリングなどの行事を催している。

2-5 今後の土地利用に対する要望

2-5-1 転用・売却意向とその内容

それぞれの土地で住民自ら希望する土地利用の意向を把握し、里づくり計画においてそれぞれの土地利用にふさわしい農村用途区域区分を指定するため、今後約5年の間に農地の転用あるいは売却の予定について、世帯主全員に調査した。

内容別に見ると、資材置き場が1件、商業施設が2件、農家住宅が5件、分家住宅が1件、農業用施設が1件、不明1件、売却2件となっている。

これらは全て農業振興地域に指定された土地である。農業振興地域は長期間にわたり農業の振興を図るべき土地として位置づけられており、農用地域では農地や農業用施設など農業上の利用のみが認められている。一方、農用地域以外の土地は直接的な農業上の利用だけに限定されないが、農用地域と一体的に農業の振興を図るための土地として、土砂の流出や崩壊など、農用地域での農業に著しい支障を及ぼし農業振興地域整備計画の達成を妨げると認められる開発行為が禁止されている。このため、住宅や農業用の施設は問題ないが、資材置き場や商業施設はその内容によっては規制の対象となる。

2-5-2 今後の地域整備に関する住民の意向

以上述べてきたように、本集落では資材置き場等の施設を快く思わない住民が多い。しかし逆に、集落周辺だけではなく集落内も積極的に開発し、公園・文化施設・学校などを作って周辺地域とともに住宅地域にしてほしいという要望も得られたが、このような開発志向の住民は少数である（図 2-50）。

表 頭(X軸) No.44 今後の地域整備の方向 <SA> 5カテゴリ
表側1(Y軸1) No.1 集落名 <SA> 2カテゴリ

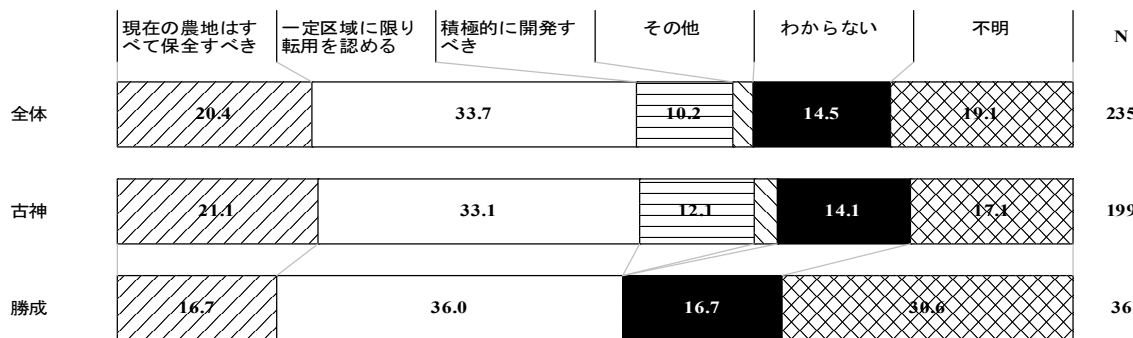


図 2-50 集落別にみた今後の地域整備の方向（アンケート調査：住民全員対象）

また、集落住民は周辺に広がる農地を、新鮮な野菜が入手しやすいなど、高く評価している（図 2-51）。一方、都市化の進行については、生活が便利になるという賛成派よりも、農村景観が破壊される、あるいは交通事故の危険性が高まるのではといった不安の声が高い（図 2-52）。20 歳代の住民は都市化に賛成の住民が他の年代と比較した場合多いが、それでも都市化をマイナスと見る方が優勢である。なお、20 歳未満においては都市化賛成派がいないが、これは近年の地球環境問題を重視する傾向だとも考えられる。

次に、農地の転用先として容認できるものとしては、図 2-53 に示すように集落住民の住宅 50%、公園や集会施設などの公共施設が 40%となった。しかしスーパーや商店などの建設を容認する住民が 35%、事業者や工場などについても 8.5%が容認している。

表 頭(X軸) No.43 周辺の農地について <MA> 11カテゴリ
表側1(Y軸1) No.5 年齢 <SA> 7カテゴリ

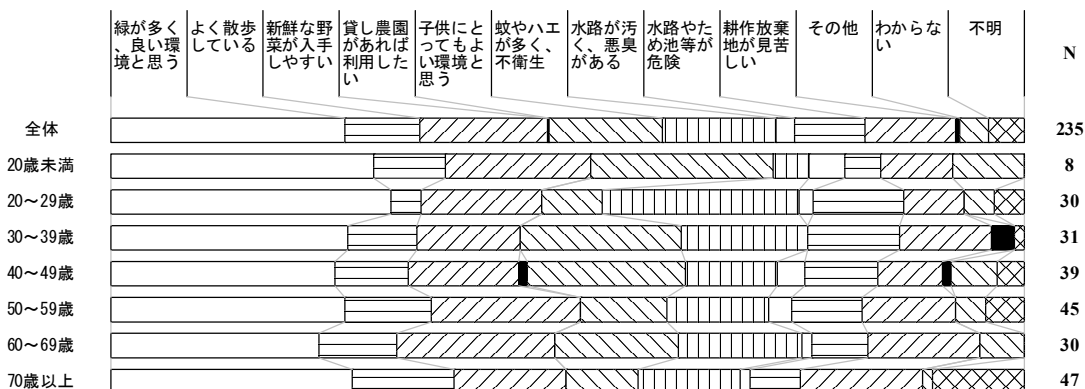


図 2-51 年代別にみた周辺の農地についての意見（アンケート調査：住民全員対象）

表 頭(X軸) No. 42 都市化の進行について <MA> 7カテゴリ
 表側1(Y軸1) No. 5 年齢 <SA> 7カテゴリ

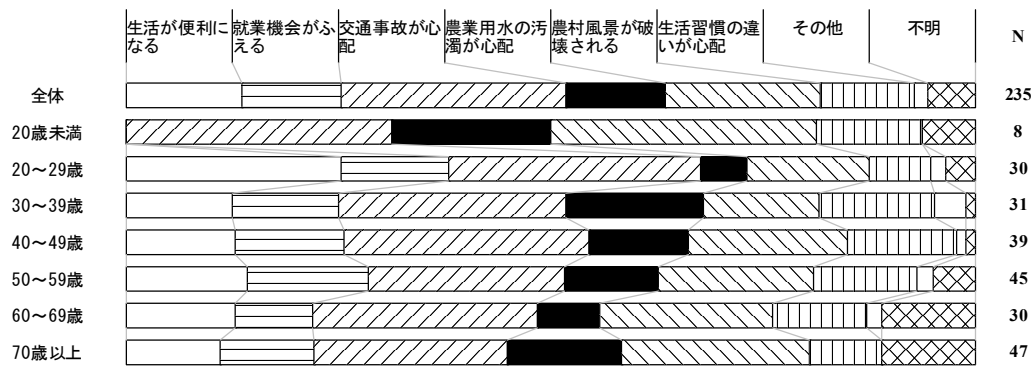


図 2-52 年代別にみた都市化の進行に対する意見 (アンケート調査: 住民全員対象)

表 頭(X軸) No. 45 容認できる転用先 <MA> 5カテゴリ
 表側1(Y軸1) No. 1 集落名 <SA> 2カテゴリ

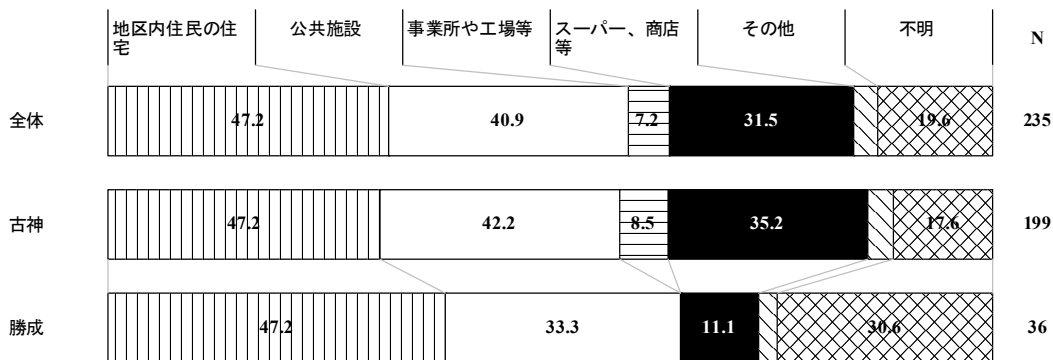


図 2-53 集落別にみた容認できる農地の転用先 (アンケート調査: 住民全員対象)

これらアンケート調査から得られたデータでは、世帯主・非世帯主間の明らかな相違点は見られず、世帯主の意向も同様に保全志向である。したがって、本集落における今後の地域整備は、農地や自然環境を保全する方向で行うのが適当であり、現状以上の開発は制限し、既に開発されている土地については改善策を検討する。

一方、新設される予定の市道高和志染線を利用し、集落を活性化させることを目的に、農産物の直売所などを設けた「道の駅」のような施設を作るという案が住民から出された。しかし、2000年に三木市の国道175号線沿いにオープン予定の道の駅があり競合してしまうため、道の駅の機能を持つが「道の駅」ではなく独自の施設を検討したい。

3 計画対象地区の課題

3-1 農業の課題

本集落の農業の特徴は、第二種兼業農家が非常に多いことである。40歳代以上の男性を中心に主に水稲栽培が行われ、農法としては家畜堆肥を用いた有機農法の他に、一部で直播栽培やアイガモ農法が試みられている。さらに生産組合等の組織はなく、農業機械等は個人で所有している。

農業における問題点としては、まず後継者不足と経営規模の縮小が今後発生することが挙げられる。これにより、耕作放棄地の増加の恐れがあるため、作業委託等の体系を整える必要がある。次に水稲栽培においては、本集落の米はおいしいということで需要が高いが、合理化の手段としての水稲直播栽培の技術が未だ確立されていない。また、減農薬・有機質重点型の農法として、アイガモ農法が試験的に行われているが、アイガモの管理や事後処理などの問題を抱えており、対策が求められている。

一方、野菜や花卉の栽培においては、委託や契約栽培体系が導入されているが、今後の課題としては品質の向上並びにブランド化を推進し、販売網拡充とともに販売額増大を図ることが必要である。また、米の販売は現在農協に委託しているが、農業の産業としての魅力を高めるため、より利益率の高い直販などの方法を開発することも課題として挙げられる。

3-2 道路・交通の課題

本集落における大きな課題のひとつとして、バスや鉄道などの交通機関が不便なことが挙げられる。そのため自家用車が主な交通手段となっているが、子供やお年寄りの外出は不便である。市道高和志染線の早期開通を大前提として以下の道路交通の整備を検討する。

(1) 地区内各道路における課題

市道老ノロ志染線の通過交通及びダンプの通行に関して、この道路は通学路としても利用されているため何らかの安全対策が急がれる。市道老ノロ志染線には坂やカーブがいくつかあるため、拡幅以外にカーブミラーの設置要望も出されている。

また、交差点B（図2-21）においても、通勤時の通過交通が目立つという住民からの指摘があったが、幅員が2.0m～3.5mと狭い上、沿道は竹藪となっており、晴れた日の昼間でも十分な明るさが得られないため、大変危険性が高いことが現地での点検作業でも確認された。

次に、交差点Bから南へ向かうと交差点C（図2-21）にぶつかるが、この交差点は五差路になっている。西側2本の道路の間には木が茂り見通しが悪いため、それだけでも通行者は注意を必要とされるが、さらにここは市道老ノロ志染線の北へ向かう急坂の登り口にあたり、坂は途中でカーブしているため、短時間の間に何回も安全確認をしなければならない。従って通行者の負担を軽減することが求められており、安全確認を簡単に行えるよう交差点Cの市道老ノロ志染線東側にカーブミラーを設置するのが望ましい。また、南西方向より交差する道路及び北東方向より交差する道路の2本については拡幅も検討するのが望ましい。

このほか、拡幅が必要な箇所としては愛宕山の麓の住宅が集まったところが挙げられる。ここを通過する道路は幅員が2.0m未満と非常に狭く、現在は緊急車両が入れない状態なので、幅員確保は緊急課題である。

勝成集落の道路A（図3-23）における自動車走行速度の超過についても、沿道には住宅が建ち並び子供の飛び出しなどの危険も多いため、効果的に速度制限を促す方法を考える必要がある。これに関連して、道路Aが神出病院前で三叉路となっている箇所では速度超過の車が多い上に見通しが悪く、出合い頭の衝突の危険性が指摘されている。

草が茂り見通しが悪いところとして勝成集落の産業廃棄物最終処分場の市道老ノロ志染線沿いであるが、ここは県立三木東高校への通学路となっており、草の他に処分場のフェンスも見通しを悪化させているという指摘が出ている。もう一つの指摘箇所は、自転車道である。

こちらは集落内の小中学生の通学路となっており、また散歩に利用している住民からは草が茂り蛇などが隠れていそうで気持ちが悪いという意見がある。

通学については、小学生、中学生とも約4kmの道のりを徒歩で1時間ほどかかっており、雨の日は親に自家用車で送ってもらうことが多く、親にとっても負担が大きいと思われるので、交通機関整備など何らかの対策が必要であると考えられる。

(2) 街灯の必要な箇所

街灯については痴漢の被害があった金棒池付近と、古神市民公園に新設要望が出ており、中池付近の既設の街灯は暗いので改善が必要と指摘されている。また、この中池では釣りが禁止されているにもかかわらず、集落外から頻繁に釣り客が訪れておりその駐車車両が交通の支障となっていることも問題となっている。

(3) ガードレールの必要な箇所

集落北部に位置する金棒池付近では、道路とそれに接する土地との高低差が大きく、危険性が高いという指摘が挙げられている。そのため、ガードレールの設置が必要と考えられる。

(4) 隣接集落への連絡道について

また、隣接する小東野集落と三木市への連絡道に関する要望が出ている。小東野集落への連絡道については2本を新設し、一方、三木市への連絡道については大堤防池の北側に接する道路が以前は車も通行可能であったのが現在は通行止めになっているので、再度車両通行可能にしてほしいとの要望である。

(5) 自転車道に関する課題

神出山田自転車道は、集落内道路の1つとして集落住民には散歩や通学に利用されており、サイクリングにも多少利用されているが、草刈りなどの管理が不十分な点と、集落外から訪れる人は少ない点が課題として指摘されている。必ずしも現在の利用頻度が低いとは言えないが、神戸市の緑地の中でも重要なものとして認められている雌岡山、雄岡山をより多くの人に知らしめ自然に親しんでもらう場とすることは、神戸市総合基本計画の中でも触れられているように、農村、都市双方の健全な発展のために重要な役割を担うものとする。そのため、自転車道を軸にした地域整備を行うことが必要である



図 3-1 草が伸びた自転車道

3-3 生活環境の課題

まず、集落内の共同生活施設については、集落共同でコンポストを用いた堆肥化による処理方法の提案があったため、ゴミ処理方法を考える研究会を開くなどして、早期に実現できるような実践的な方策を検討する。

集落内の医療・福祉・学校などの公共公益施設については、現在のところ特に問題はないと考えられる。

資材置き場等の施設や、集落内各所に放置されているゴミや廃車（図 3-2）については、住民の多くが健康や景観の面で不快感や不安感を持っているが、既存の施設について法律や条例で規制することはできない。

子供とお年寄りがよく利用している施設として、古神集落では公園が挙げられたが、集落内での余暇の過ごし方の一つとして、あらゆる年代の住民が利用できるような身近なレクリエーション施設という概念で公園を整備することが、集落における生活の快適性を向上させることにつながり、集落からの若年層流出を防止する策として重要であると考えられる。

史跡についても、大半が農業と結びついたものなので、生活の中に占める農業の重要性が減るとともに祀りが縮小されつつある。これは時代の流れであるから仕方ないと受け止めることもできるだろうが、一方で地域の個性が消滅し、人間として大切な愛郷心や歴史への好奇心を奪うことでもある。従って、今後も祠や祀りを大切にし伝統を継承していけるような整備のあり方を検討する必要がある。



図 3-2 ゴミの放置（雌岡山の麓）

3-4 自治組織の課題

本集落には自治組織として、自治会、老人会、婦人会、子供会がある。このうち、老人会は週2回グラウンドゴルフを行っているほか、丹波黒豆畑の経営をするなど組織活動が活発であるが、その他の組織は活動回数が月1回程度と少ない。さらに、婦人は次世代の加入の見込みがなく、存続が危ぶまれている。

集落の活性化を図るためには、人と人との交流が必要である。しかしこのように本集落では交流の機会となる組織活動やまつりが次第に衰退しつつある。老人会活動が盛んな一方で自治会や婦人会、子供会の活動が減少しているのは、恒常的勤務に就く集落住民が増えたことや、住民の価値観や生活様式の多様性、高齢化および少子化といった、社会的変化が原因であると考えられる。そのため、自治組織を活性化するように努力するとともに、新たな交流の機会を設けることが必要であると考えられる。

3-5 今後の土地利用に関する課題

集落の将来については、圧倒的に農地や山林の保全を希望する住民が多い。このため里づくり計画においては、開発志向ではなく集落内の緑地環境を保全する方向性が求められる。

農家世帯主の1/3が今後10年以内に農地の一部または全部の転用あるいは売却を予定しており、転用の多くは農家住宅や分家住宅用地としての転用であると考えられる。しかし、現時点で5年を目途に転用あるいは売却を希望する土地として、13カ所の農地が挙がっており、その中には資材置き場や土採り場への転用を予定している土地もある。農業振興地域内での土地の転用に対しては、農振法・農地法の許可を受けなければならないため転用を希望している土地が全て希望の土地利用に供することができるというわけではないが、今後土採り場などの土地利用の希望が増えることも十分考えられる。従って、今の段階で土地利用に関する規制があることを徹底しておく必要がある。

4 里づくり計画

4-1 基本方針

今後の地域整備に対する集落住民の意向は、保全志向が強い。また本集落では、利便性の面で市街化区域と同等になることは難しい反面、市街化区域にはない静けさや豊かな自然、農業と共に感じられる季節感、近隣の人々とのつながり、そして本集落独自のものとして雌岡山や多くのため池などきわめて貴重な財産がある。

このような地元の意向や状況を踏まえて、

- 地域の利便性の向上を進めるための根幹となる市道高和志染線の早期開通
- 市道高和志染線へのバス路線の新設と集落内へのバス停の誘致
- 集落から市道高和志染線への連絡道路の新設
- 市道高和志染線を利用した地域活性化のための整備
- 古神市民公園の設備の充実と樹木の植栽
- ため池や雌岡山を中心とした地域の自然等の整備活用

に重点を置いて集落の景観や落ち着いた環境を有効利用できる方向で計画を策定する。

なお、本集落の計画の理念をあらわすキャッチフレーズを

「ホッとやすらぎ・・・ 神が見守る静かな集落」として計画を推進する。

4-2 農村用途区域区分

本集落は農地の周りを山林が取り囲み、住宅は愛宕山の麓と、一部は農地の中に点在している。そのため、集落居住区域としてまとまった区域を設定するのは難しい。従って共生ゾーン条例に基づき、本集落を農業保全区域、環境保全区域、特定用途区域の3区域に区分する(図4-1)。以下、それぞれの区域ごとに説明を加える。

表 4-1 農村用途区域の概要

| 区域 | 面積 | 率 | 内容 |
|----------|---------|------|---|
| 農業保全区域 | 81.3ha | 48% | 現在の農地は保全すべきだという意見の住民が、大半を占めているため、現在農振法で農用地区域に指定されている区域及び集落住民の住居等を農業保全区域に指定する。 |
| 環境保全区域 | 83.0ha | 49% | 農業保全区域と特定用途区域A以外の部分については、資材置き場や造成地等も含めて環境保全区域に指定し、現存以上の開発を防ぐとともに現在の施設についても縮小を目指す。 |
| 特定用途区域 A | 5.6ha | 3% | 甲南大学グラウンドを特定用途区域Aに指定する。 |
| 合計 | 169.9ha | 100% | |

图 4-1 用途区域区分

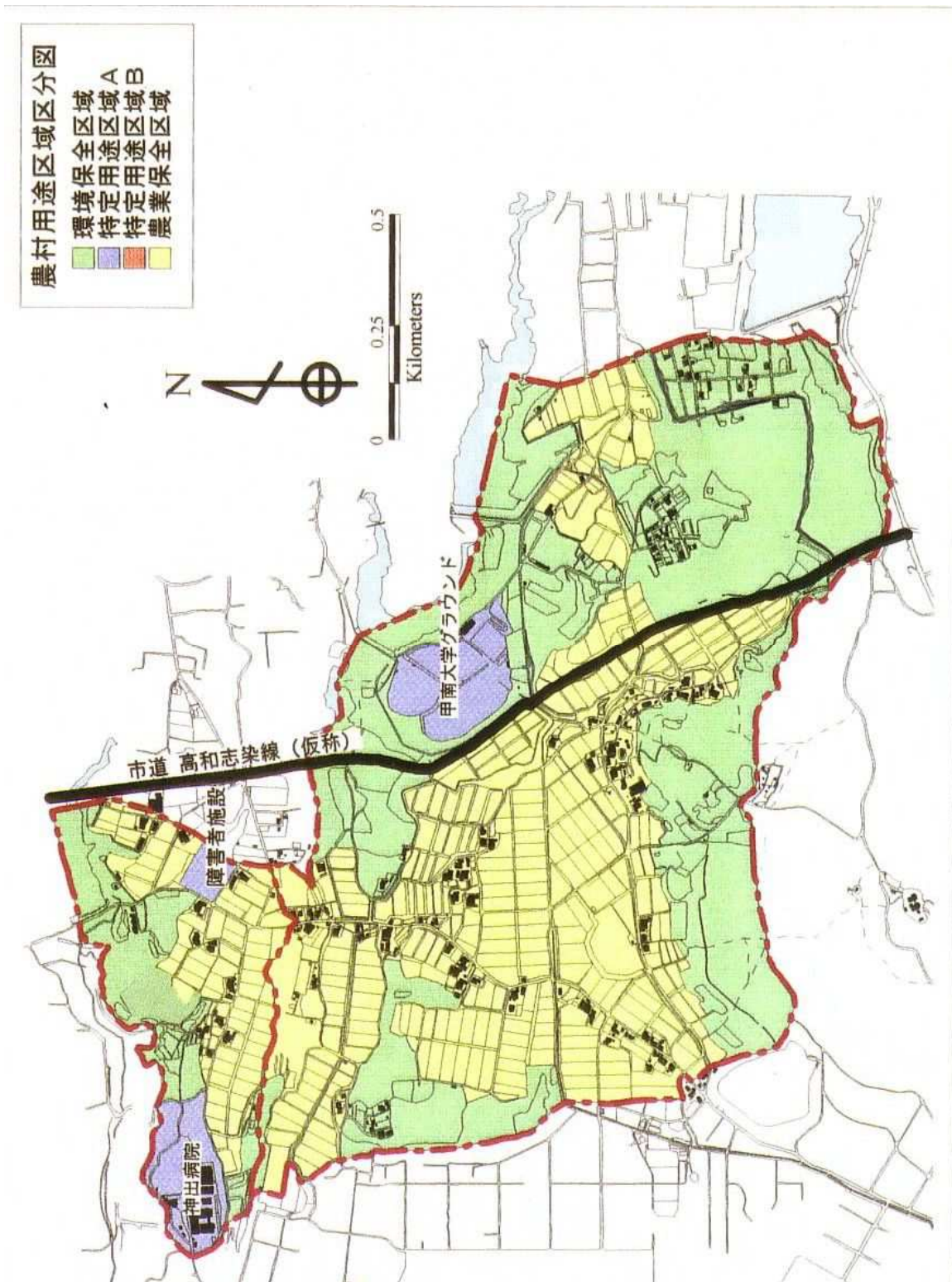


图4-1 用途区域区分(案)

4-3 営農計画

4-3-1 水稲栽培計画

(1) 水稲栽培の目標

本集落では、平成 11 年度に 2315a の水稲を作付けしている。以前より、本集落の米はおいしいということで人気があり需要も高い。現在、特においしい米ということでコシヒカリの生産割合が高いので、今後もコシヒカリを中心とする水稲栽培に取り組む。

(2) 水稲栽培作業の合理化

水稲栽培作業の合理化を図るために神出地区で実績の高い水稲直播栽培を推進する。現在の直播技術については、バラマキ直播から機械による筋播きまで色々な技術が実践されているが、まだ確立された技術にまで至っていない。近くにある兵庫県農業改良普及センター等とも連携して、水稲直播栽培を確立して推進することにより、水稲栽培の合理化を進める。

また、管理や事後処理で問題を抱えているアイガモ農法も、今後の方向としてモデル的に検討の対象とする。

(3) 農業機械の共同利用と作業委託

アンケートの結果から、今後急速に作業受委託が増加するとは考えられないが、農用地利用改善団体の活動を活性化するとともに、現在所有している機械が故障した段階で、共同機械の利用や委託に移行できるように検討する。

4-3-2 野菜・花卉栽培に関する計画

(1) 野菜栽培

現在、本集落の農地では表 4-1 に示すような作付けが行われており、野菜としてはキャベツやブロッコリー等が栽培出荷されているが、土づくりで地力増進を行い、良品質の野菜の栽培を継続する。また、転作対応としても、大豆の栽培が推進されるという見込みがあることから、過去にも実績のある大豆栽培の面積拡大を検討し、地元の大豆として、良質の大豆生産をめざす。なお、生産された大豆の消費拡大も検討する。

表 4-2 作物別作付け面積（平成 11 年，単位 a）

| | 水稲 | 大豆 | 小豆 | 野菜 | 花卉 | 飼料 | 景観 | 果樹 | カイハイ | 地力増進 | 調整水田 | 農地合計 |
|----|------|-----|----|-----|------|------|------|-----|------|-------|------|------|
| 古神 | 2315 | 230 | 0 | 348 | 39.3 | 34.5 | 95.6 | 1.8 | 22.8 | 733.5 | 109 | 3930 |
| | 59% | 6% | 0% | 9% | 1% | 1% | 2% | 0% | 1% | 19% | 3% | 100% |

(2) 花卉栽培

専業農家が花壇苗を生産し、委託契約生産体系も導入しているが、現在のところは生産・出荷等に伴う地域的なハンディキャップもないことから、他の産地に負けない品質を維持し、生産規模を充実拡大する。なお直売方法も検討する。

(3) 土づくり

隣接の甲南大学馬術場と天王山牧場の家畜堆厩肥を取得し、熟成堆肥にして土づくりを心がけているが、これらの熟成堆肥を継続的に用いることで、野菜生産圃場を中心に地力増進を図る。

4-3-3 野菜流通計画

流通対策としては、農業活性化事業を導入し市道高和志染線沿いに農産物直売所等を整備する。この直売所では、集落で生産する野菜、花、米等を販売し、農業の活性化と農業収入の確保をはかる。また、大豆、サツマイモを増産するためにも販路を拡充する。

将来の試験的な販売方法の1つとして、インターネット上で直販を行うことも提案できる。ネット上で食べ物を買うというのは、安全性などの面で抵抗がある消費者が多いと思われるので、はじめは花の販売から検討する。その後、購入者への特典として野菜を試食してもらい、信頼を得られるようになったら野菜販売を行う。この方法を確立するために、集落の農産物の高品質化、ブランド化を進める。

4-3-4 農業の担い手確保に関する計画

農村環境の整備、農業の多面的機能の維持をはかるために、耕作放棄による環境悪化を防止する。特に農業保全区域において耕作が出来なくなった場合には、農用地利用改善団体活動や農会を中心とした受委託や共同作業で積極的に対応できるようにする。農業の専門的な若年後継者を積極的に確保できる状況にはないが、兼業的な農家の後継者は比較的確保されていることから、当面は地域で協力して農地保全型の農業の追及、農業の多面的機能の維持をはかる。

集落の農業を担う後継者の確保のために、まず専門農家で認定農業者の要件に合う農家は積極的に認定を受け、地域の農業をリードして行くこととする。また、各集落で後継者やUターン就農者の活躍が注目を浴びているが、本集落でも新たな後継者が確保できれば地域の農業熟練者を中心に将来の地域のリーダーとなれるように支援する。さらに、現在熟年農業者の活動として、大豆の栽培など地道な活動が続けられているが、今後も活動を充実し、地域農業を支えていく。

4-3-5 農業施設改善計画

営農環境を維持改善していくために、特にため池、水路、パイプ配管の管理改善に努める。

特に現在問題のある長治池の改修と田子池の分水工とゲート、古神第2橋東側のパイプラインのバイパス接続について改善をすすめる。

図 4- 2 道路整備計画案

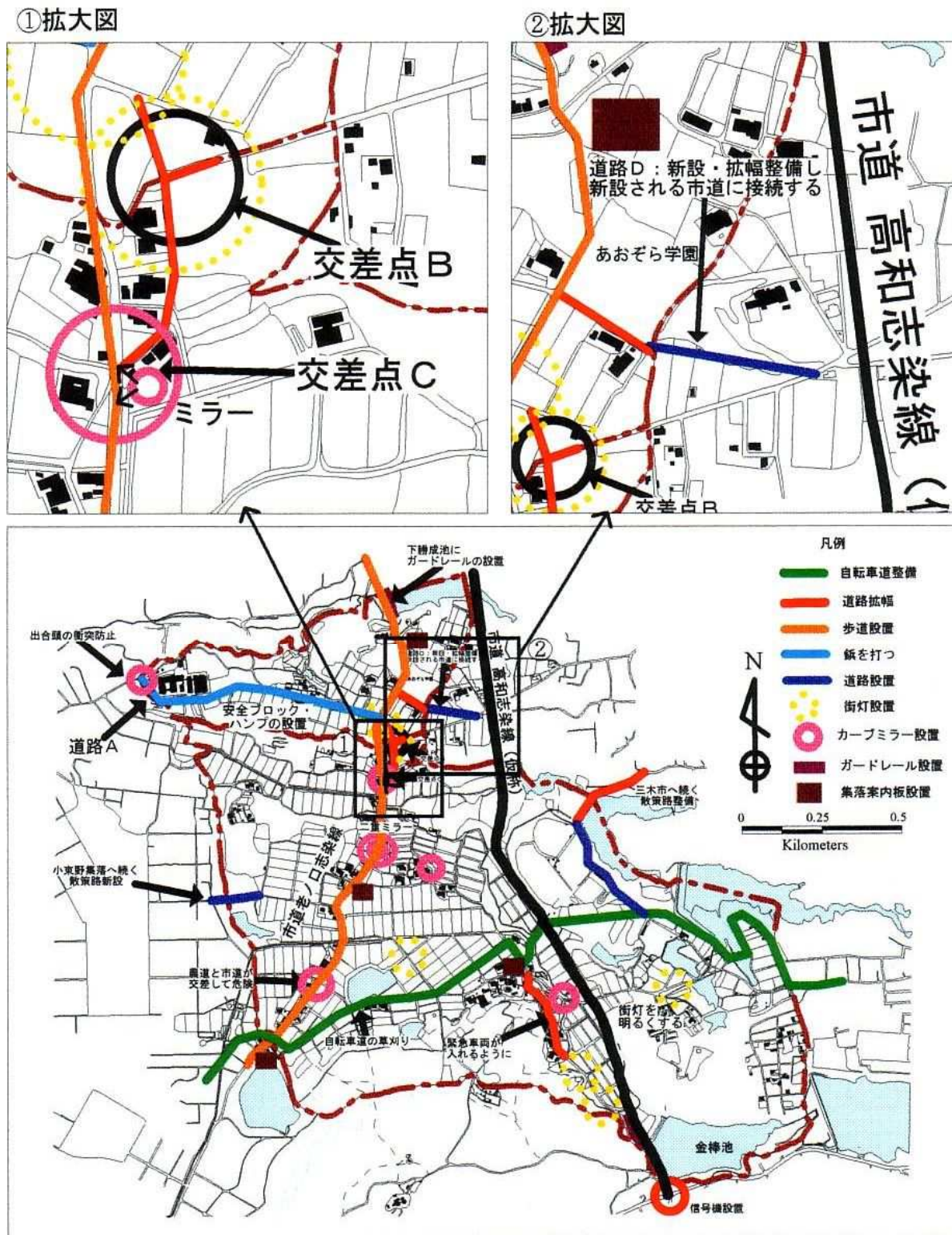


図4-2 道路整備計画案

4-4 道路整備計画

以下の整備の場所及び内容を、図 4-2 に示す。

4-4-1 危険個所の改善

(1) 市道老ノ口志染線

市道高和志染線（仮称）が開通すれば、市道老ノ口志染線における国道 175 号線のバイパスとしての利用は減少すると考えられるものの、集落内に産業廃棄物処分場などの施設が存在するため、ダンプなどの通行は今後も避けられないことが予測される。市道老ノ口志染線は幅員が 3.5m 以上あるが、現在のような離合時に徐行しなければならない状態は、不便であり拡幅が理想である。しかし逆に、幅員が狭いことによって自然に速度が制限されるという効果もある。

また、市道高和志染線は幅員が広く、計画図面では住宅に接していないが、一方の市道老ノ口志染線沿いには住宅が建ち並んでおり、見通しが悪く歩行者や自転車が多い。このようなことから、ダンプなどの大型車は、市道老ノ口志染線から、この市道と同様に集落を南北に走る市道高和志染線へと誘導したい。その実現のために、市道老ノ口志染線の車道の幅員はダンプの通行を増加させないために現在のままとする。しかし、道路沿いには住宅が多く、通学路としても利用されており、徒歩や自転車での利用があるので、集落住民の安全性確保のため歩道を設置する必要がある。ただし当道路は三木市側の一部に公道への移管が来ていない部分があることから、今後三木市との調整も必要となる。

(2) 市道高和志染線への連絡道

市道高和志染線開通に備え、勝成集落から新しい市道への連絡道の新設・拡幅を行う。拡幅場所はあおぞら学園の南側であり、そこから連続して新市道へつながる道路を新設する（道路 D）。整備後、市道高和志染線への連絡道としては、この道路が主に利用されるようになると予想されるので、交差点 B での混雑は解消される。しかしながら、交差点 B は幅員、明るさ、見通しといった点で事故の危険性が高いことから、交差点 B は拡幅すると共に街灯を設置する。また、沿道の竹藪が通行の邪魔にならないよう、定期的に手入れをする。続いて交差点 B から南へ下がると五差路があるが（交差点 C）、ここでの問題は市道老ノ口志染線西側の 2 本の道路からの見通しが悪いことと、そのうちの南側道路の幅員が狭いことである。この対策として、市道東側にカーブミラーを設置し西側を映すと同時に、南側道路を拡幅する。

(3) 通学路

小中学生の通学に関しては親の負担を軽減させることが課題であるが、この対策として、雨の日だけでもスクールバスを走らせることが望まれる。また、雨天以外の日も引き続き徒歩通学となるため、通学路となっている市道老ノ口志染線に歩道を設置する。

(4) 街灯

本集落には街灯がほとんどなく、アンケート調査からも要望が強く、整備が必要である。

簡便な方法として、太陽電池を用いた庭園灯のような小さな灯りが、家庭用に販売されているが、そのようなものならば、経済的にも場所的にも設置が可能であると思われ、また、本集落は瀬戸内気候であるため比較的日照時間も長く、電力を太陽に頼ることが可能だと考えられる。この庭園灯を、街灯の要望があった古神市民公園付近・金棒池付近にそれぞれ 2～3 個ずつ設置することも可能である。

4-4-2 地域資源を活用するための道路整備

集落内に数多く存在する溜池と山林が織りなす景観は、とても美しく安らぎを与えていると考えられるが、集落住民はあまり利用していないので、このような景観のよい箇所に散策路などを整備することで、自分の住む身近なところにある地域資源を健康増進やストレス発散を促す散策路などに活用する。また、このような地域資源を、集落住民はもちろん、集落外の人々にも余暇や自然観察の場としての利用を促すために、以下のような道路整備が考えられる。

住民から要望のあった隣接集落への連絡道新設あるいは拡幅について、現在車両通行止めとなっている集落東部の甲南大学グラウンドから三木市へ続く道は整備が望まれるが、方法として車両は通さず、大堤防池や水路を含めて余暇や自然観察等が楽しめる場として整備する。この散策路の整備に当たっては自転車道や雌岡山と連結させ、一体的に整備することが必要である。

また、集落西側に位置する小東野集落へ接続する道路を新設し、こちらも自動車の通行を止め、歩行者及び自転車での通行のみ可能とする。

この2つの散策路は、舗装は行わず図4-3のような土を踏み固めた道とするが、ベンチやデッキ、道標などくつろぐための整備が望ましい。

隣接集落への連絡道を2路線とも自動車を通行禁止にする理由としては、小東野集落へは既設の道路が3～4本接続しており、その道路ですらそれほど利用が多いわけではない。また、三木市への道路について第一点は市道の新設により三木市への交通が便利になること、第二点は既に同じ方向への道路が存在すること、第三点は新市道から甲南大学グラウンドの北東への接続が難しいこと、といった理由が挙げられる。またどちらの路線も、車両の通行によって農村らしい景観が崩れることが予測されるので、現況を分析する限りでは、車両の通行を禁止するのが妥当である。

地域資源を活用するための道路整備として、自転車道の整備も検討する。基本的には現在の自転車道をそのまま利用し、新たな整備として、自転車道の利用による消費カロリーやジョギングの目安となる距離表示板を設置することで自転車道の利用者増加を図るとともに、見通しの悪い場所等の草刈りを行うなどにより自転車道を取り巻く環境を整備する。

以上の計画の前提として、市道高和志染線の早期開通とそこを通るバス路線の新設、並びに集落内へのバス停の誘導を強く要望する。



図4-3 金棒池から雌岡山への登山道

図 4-4 生活環境整備計画

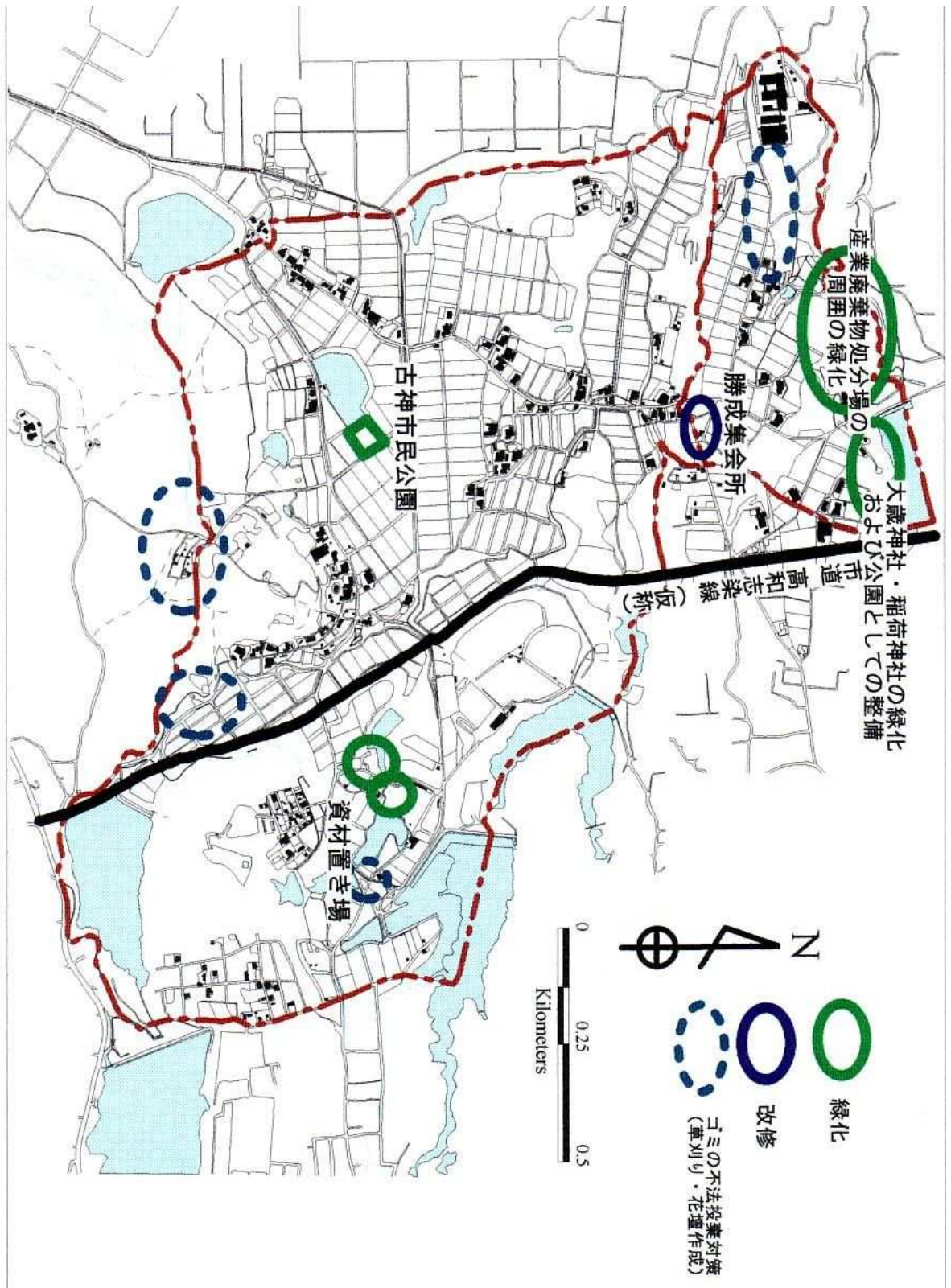


図4-4 生活環境整備計画案

4-5 生活環境整備計画

(1) 共同施設の改善

公会堂が整備後約 30 年を経過しているが、当面は改修を行い地域の中核拠点として活用する。また図書館を整備して欲しいという希望もあったことから、公会堂の一角に住民が持ち寄りの図書コーナーの設置を検討し、各家庭で眠っている図書の有効活用を図る。

なお、長期的にはさらに広い駐車場を確保できるよう、古神市民公園西側の大沢池の一部を埋め立てて用地とすることを前提に引き続き検討する。その際には現在利用しているバスの替わりとなる休憩所の機能も公会堂に持たせ、トイレも整備する。

さらに夏場の日陰を確保するために樹木を植栽し、周囲の景観にとけこむように花壇を整備する。

(2) ゴミの不法投棄対策

集落内の各地で見られるゴミの投げ捨て・放置に対しては、まず管理不十分な藪や荒地、耕作放棄地などを作らないことが効果的であると考えられる。集落全体を定期的に清掃すると同時に、耕作放棄地やその周辺には四季折々の花を植え、集落住民が定期的に草刈りなどの管理をし、ゴミを捨てにくい環境を作る。

(3) 資材置き場などの土地利用について

資材置き場や産業廃棄物最終処分場による開発地については、現在あるものに対する規制はできないが、敷地の周縁を生け垣で囲ってもらえるようすすめる。また、敷地内の資材等が放火されたりしないよう、土地所有者の管理を行き届かせてもらう。

以上の整備計画を図 4-4 に示す。

4-6 花園計画

本集落を特徴づけている雌岡山は里づくり計画の上位計画である神戸市総合基本計画において市民の憩いの場に指定され、北区へと続く自転車道も整備されているが、今のところ本集落を訪れる市民は少なく、憩いの場としての機能を十分果たせているとは言い難い。そこで、集落より15km圏内に神戸市街地、明石市、三木市等が入りかなりの集客数が期待できること、集落内に既設の自転車道があること、各方面より重要な緑地・史跡として認められた雌岡山の麓であることから当地域の地域資源の利活用を「花園計画」というイメージで検討する。

(1)方針

散策路の設置や自転車道周辺整備により、週末に集落外から人を呼べるような集落とする。しかし観光地として集落に都市化を求めたのではなく、農村としてハイキングや花見などのレクリエーションに利用してもらうことを考える。したがって、大規模な開発はせず既設のものを拡充させる程度の整備とする。



図 4-5 散策路設置場所として予定している川池

(2)整備の内容

まず雌岡山と金棒池を中心に整備をはかることを目標とし、金棒池の畔に休憩施設兼農産物直売所を設け、地元利益が還元されるようなシステムを検討する。ここは新設される市道のルートになって

おり多くの通過交通量が期待できるため、人目を引くと予測される。このため、通過車両に立ち寄ってもらえるだけでなく新設バス路線利用者のためにも、バス停及び駐車場や休憩施設が必要であり、金棒池の一部を埋め立てて用地をうみだす。金棒池畔は桜が美しいと評判が高いためさらに植樹し、雌岡山梅林とともに花の名所とすることを目標とする。

花の名所として定着し始めた後、金棒池の休憩施設で貸しボートやレンタサイクルを提供し、既設の西区の案内板の他に本集落の案内板を集落内外に設置し、自転車道の北区側利用者も呼び込む。

自転車道については、現在のものをそのまま利用するが、草が生い茂るなど維持管理が行き届きにくく問題となっている。そのため、特に問題となっている甲南大学グラウンド南側については、歩行者と自転車を分離している部分に草が生えていることが問題であるため、この分離帯を滑り台にすることで解決を図る。この滑り台は子供の遊び場が増えるという面でも、集落の環境を改善することのできる方法であると考えられる。

さらに集落内の各溜池においては水質浄化の方法を検討するとともに、カキツバタやスイレン等の水生・湿地植物の植栽により、景観の面を考慮した自転車道に付随する親水空間の創出を検討する。なお、溜池に釣り客が訪れることで派生する問題は、このような水生植物を植えることで多少縮小するのではないかと考える。

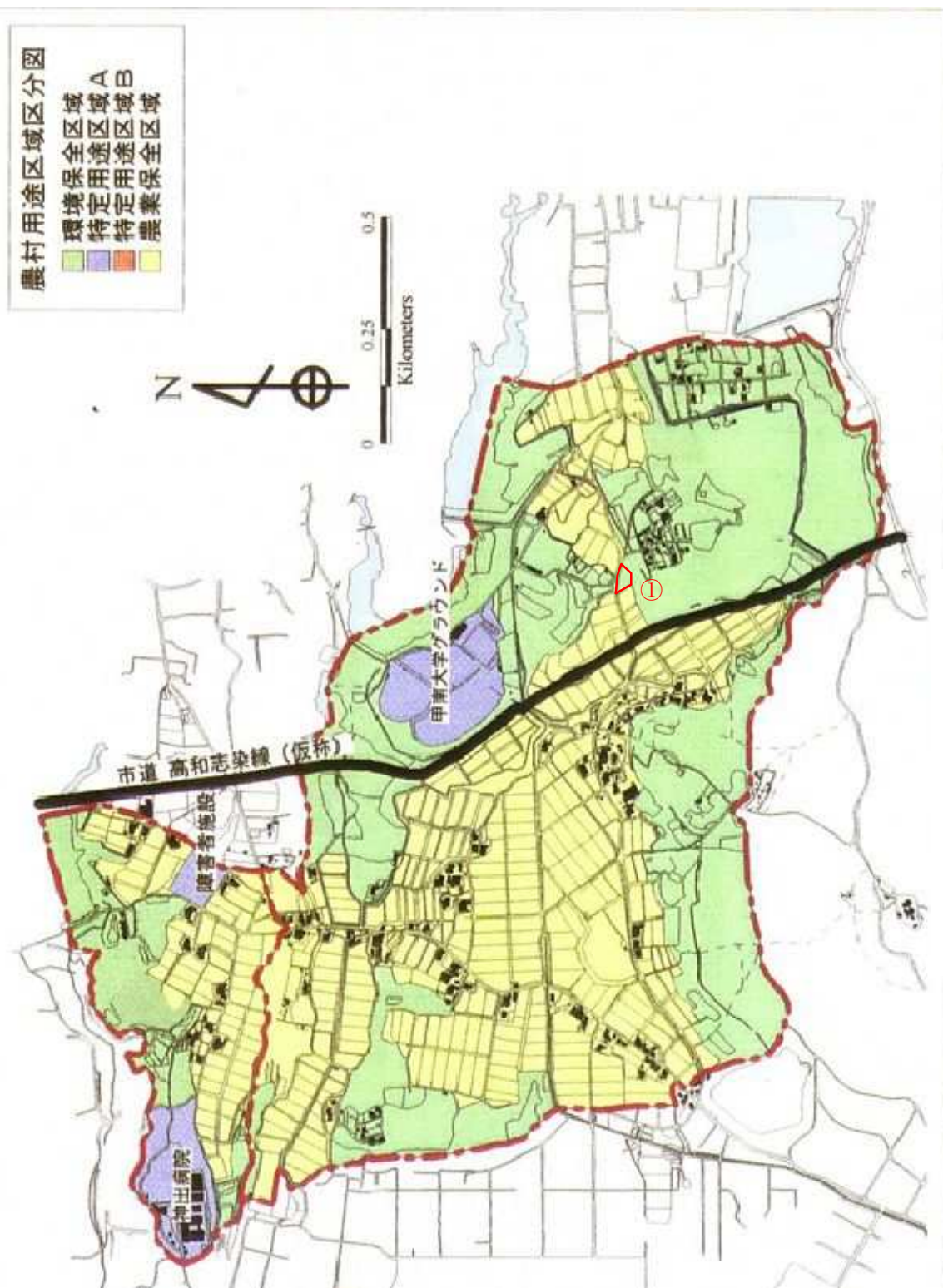
これらの整備については、場所とイメージを図 4-6 に示す。

図 4-6 花園計画



図4-6 花園計画

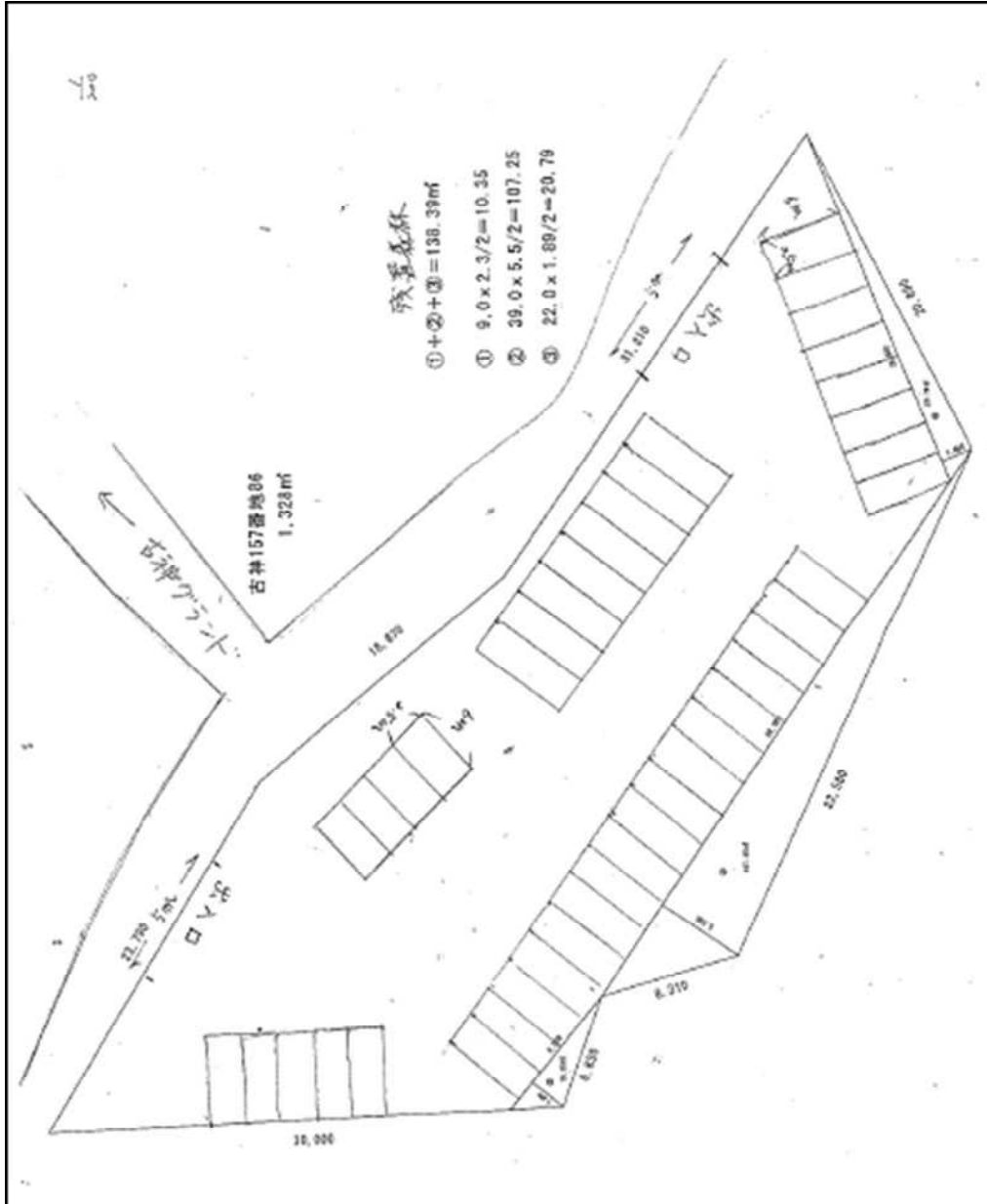
4-7 土地利用計画



土地利用計画に位置付ける施設

| 番号 | 施設 | 所在 | 地目 | 面積 (㎡) |
|----|-----|--------------------------|----|--------|
| ① | 駐車場 | 神戸市西区神出町古神字丸ヶ岡山 157 番 86 | 山林 | 1,328 |

① 駐車場 計画平面図



古神里づくり協議会委員名簿

平成12年4月1日現在

| 役職 | 氏名 | 摘要 |
|------|----|-----------------------|
| 顧問 | | 前自治会長，北部集落排水管理組合長，宮総代 |
| 会長 | | 自治会長 |
| 会長代理 | | 財産区管理会会長，農会長 |
| 副会長 | | 土地改良代表理事，元自治会長 |
| 副会長 | | 副農会長 |
| 副会長 | | 水利長 |
| 会計 | | 第一隣保長 |
| 委員 | | 第二隣保長，元自治会長 |
| 委員 | | 第三隣保長 |
| 委員 | | 第四隣保長 |
| 委員 | | 第五隣保長 |
| 委員 | | 消防団団長 |
| 委員 | | 第五かたこ会会長，集落排水管理組合長 |
| 委員 | | 婦人会会長 |
| 委員 | | 婦人会副会長 |

里づくり計画策定指導

| 氏名 | 役職 |
|----|----------------------|
| | 京都大学大学院 農学研究科 教授 |
| | 京都大学大学院 農学研究科 助手 |
| | 京都大学大学院 農学研究科 研究生 |
| | 京都大学 農学部 生産環境科学科 4回生 |

事務局

| 氏名 | 役職 |
|----|-------------------------|
| | 神戸市西農政事務所長(～平成12年3月31日) |
| | 神戸市西農政事務所長(平成12年4月1日～) |
| | 神戸市西農政事務所 地域整備係長 |
| | 神戸市西農政事務所 地域整備係 担当 |

古神里づくり協議会委員名簿

令和5年4月1日現在

| 役職 | 氏名 | 摘要 |
|------|----|------------------------|
| 顧問 | | 前自治会長，宮総代 |
| 会長 | | 自治会長，財産区管理会会長、土地改良代表理事 |
| 会長代理 | | 農会長 |
| 副会長 | | 水利長 |
| 会計 | | 第一隣保長 |
| 委員 | | 第二隣保長， |
| 委員 | | 第三隣保長 |
| 委員 | | 第四隣保長 |
| 委員 | | 第五隣保長 |
| 委員 | | 消防団団長 |

古神里づくり協議会規約

(設置及び目的)

第1条 神出町古神地区の農業地域の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりに資するため、そこで生活する住民及び土地所有者主体の参加により、「古神里づくり協議会」(以下「協議会」という。)を設ける。

(協議会の活動区域)

第2条 協議会の活動区域は神戸市西区神出町古神の区域とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、活動区域内の住民及び土地所有者等を構成員とする。

(事業)

第4条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり計画の作成に関すること。
- (2) 里づくり事業の調査・研究と集落の土地利用に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(委員会)

第5条 協議会に、委員会を設置する。

- 1 委員会は、協議会の基本的事項を決定する
- 2 委員会は会長が必要の都度招集し、会長がその議長となる。

(委員)

第6条 この委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 自治会長
- (2) 財産区管理会長
- (3) 農会長
- (4) 土地改良理事
- (5) その他目的達成に必要な者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

| | |
|------|----|
| 会長 | 1名 |
| 会長代理 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 顧問 | 1名 |

2 会長・副会長・会計は、委員会で選出する。

(会長・副会長の職務)

第8条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(委員の職務)

第9条 委員は協議会の運営に携わるとともに地域内の里づくり事業に関する連絡調整に関し、意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、協議会員全員をもって構成する。

総会は会長が必要の都度招集し会長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計をもって組織し、協議会の運営の基本的事項について企画立案する。

(小委員会)

第13条 協議会に、個別の事項について検討するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会に関することは、委員会で協議決定する。

(地域協議会等との連携)

第14条 この協議会は神出里づくり地域協議会と連携及び協力のもとに進める。

2 この協議会は、産業振興局西農政事務所及び西区役所と連携して進める。

(処 務)

第15条 この協議会の事務は、古神自治会で処理する。

(雑 則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

(附 則)

1 この規約は、平成10年9月5日から施行する。

2 設立当初の役員及び委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成11年1月15日までとする。

古神里づくり協議会活動実績

| 会議名等 | 年月日 | 地元参集範囲 | 内容 |
|----------------------|-------------------|-------------|---|
| 古神里づくり協議会設立 | 平成10年9月5日 | 設立準備会委員 | 協議会設立 |
| 古神・勝成地区里づくり計画調査 | 平成11年6月24日 | 協議会委員 | 計画策定と今後の進め方 現地調査 |
| 古神・勝成里づくり(合同)協議会 | 平成11年7月15日 | 協議会委員 | アンケート調査と今後の進め方 調査についての取組み |
| 古神・勝成里づくり座談会 | 平成11年8月9日 | 女性,子ども会組織代表 | 点検地図の作成 |
| 古神・勝成里づくり(合同)協議会 | 平成11年8月9日 ～12日 | 協議会委員 | 点検地図の作成 |
| 古神・勝成里づくり現地調査 | 平成11年8月9日 ～12日 | 地区代表 | 点検地図の確認 |
| 古神・勝成里づくり座談会 | 平成11年8月10日 | 老人会会組織代表 | 点検地図の作成 |
| 古神・勝成里づくり(合同)協議会 | 平成11年8月10日 | 協議会委員 | 点検地図の作成 |
| 古神地区里づくり座談会 | 平成11年10月29日 | 老人会, 婦人会 | アンケート結果の説明 点検地図の検討 |
| 古神・勝成里づくり(合同)協議会 | 平成11年10月29日 | 協議会委員 | 委員, アンケート結果の説明 点検地図の検討, 転用希望調査の実施について |
| 古神・勝成里づくり協議会 営農会議 | 平成11年12月9日 | 農会長他 | 里づくり計画の営農計画の 検討 |
| 古神里づくり座談会 | 平成11年12月17日 | 老人会, 婦人会 | 土地利用計画, 生活環境整備, 里づくりキャッチフレーズの検討 |
| 古神・勝成里づくり(合同)協議会 | 平成11年12月17日 | 協議会委員 | 土地利用計画, 里づくりキャッチフレーズ, 今後の進め方の検討 |
| 古神里づくり協議会 | 平成12年4月28日 | 協議会委員 | 里づくり計画の検討 |
| 古神里づくり協議会 | 令和5年7月25日 | 協議会委員 | 里づくり計画変更の検討 |
| 古神里づくり協議会 | 令和5年8月18日 | 協議会委員 | 里づくり計画変更の検討 |

(3) 花園計画で用いる植物の説明



桜 日本の代表的野生種として、ヤマザクラやオオシマザクラが知られており、雌岡山ではオオシマザクラを見ることができる。また、品種改良された種類はきわめて多いが、なかでも最も有名なのはソメイヨシノであり、全国に広く分布している。

図 4-7 大島桜



ユキヤナギ バラ科の落葉低木。中国原産と言われているが、わが国で古くから自生している。ほとんどの品種が白一色だが、ベニバナユキヤナギという品種もある。

育て方は、日当たりと水はけさえ良ければ、旺盛に生育してたくさんの花を咲かせる。春や秋の気候の良い時期であれば、簡単に挿し木で殖やすことができる。

図 4-8 ユキヤナギ



図 4-9 アヤメ科植物の群生の様子

カキツバタ アヤメ科の植物にはアイリス、ハナショウブ等いくつかあるが、アイリスは花色が豊富であり乾燥した土地



図 4-10 カキツバタ

で育つ。一方ハナショウブは花色より花形に変化が目立ち、乾いた土地と水湿地の両方で生育できる。花期はアイリスが関東で5月、ハナショウブは5月下旬～6月。いずれも耐寒性に優れ、冬は地上部は枯れるが宿根して増える。カキツバタはアヤメ科の中で最も湿地を好むもので、開花期は5月下旬である。